

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 賃借料 (令和 7 年 5 月)	/
総経費 100,000 円 (家賃 100,000 円 + 手数料 0 円)		按分率 50%
政務活動費 計上額 50,000 円		

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 **りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0:257	
取扱店	お取引日	時刻
25761	07-04-14	15:31
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内

お取引人
りりナ
普通
1) ネストホーム様
登録番号 0002
イコリチカヨ様

電話番号
取扱番号

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

（事務所費用）

事 務 所 届

令和7年 4月 1日

会派名と議員名

大阪維新の会 井越 智嘉代

政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市神田町3番8号		
延床面積	75.03 m ²	賃借料① (月 額)	100,000 円(税込み)
電話番号	⑦ (072-970-5143) ・ 無 注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。		
事務所形態	自宅事務所 ・ 賃貸事務所 ・ () 注) 自宅か賃貸かに○を付け、賃貸の場合は親族関係についても記入してください。		
親族関係	☒ 貸主は3親等以内の親族ではありません。 注) 3親等以内の親族にあたらない場合は□にチェックを記入ください。		
使用期間 (②)	2025年 4月 1日 ～ 2026年 3月 31日		
添付資料	☒ 賃貸借契約書の写し ☒ 写真（外観及び応接スペース） 注) 自宅事務所の場合は賃貸借契約書の写しは不要。		
使用目的 (按 分 率)	③ 政務活動 (50) % + その他の活動 (50) %		
支出費用	賃借料① × 使用期間② × 按分率③ 100,000 円 (月額) × 12ヶ月 × 50%	600,000 円 (年間)	
按分率の根拠	政務活動とその他の活動の按分の為		

注) 事務所届は毎年度提出すること。

事業用賃貸借契約書(店舗)

貸主 有限会社 門脇 (以下「甲」という。)と借主 井越 智嘉代 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	門脇ビル 3階 号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 大阪府東大阪市神田町3番8号		
		(登記簿) 大阪府東大阪市神田町266番地13		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他(金属板葺)/ (3)階建/全(3)戸		
	種 類	事務所	新築年月	平成4年10月
	面 積	約75.03㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

2019年10月 7日 から 2021年10月 6日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年10月 6日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月 額 100,000円 (内消費税等9,091円)	管理・ 共益費	月 額 (内消費税等	円 円)	テナ 保険料	後日見積り 円
敷 金	円 (賃料 ヶ月)	礼 金	100,000円	附 属 施設料	月 額 (内消費税等	円 円)
保証金	円 (賃料 ヶ月)	償 却	円	保 証 保険料	円	
その他の条件						
貸与する鍵	鍵 No.					
	本 数	本	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで				
賃料等の 支払方法	■振 込	りそな銀行 普通口座 有限会社ネストホーム				
	□持 参	持 参 先				
	□口座引落	委託会社名				

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年10月 7日

甲・貸主	氏名	東大阪市本町7番16号 有限会社 門 脇	
	住所	TEL 072-987-3778	
乙・借主	氏名	井越 智嘉代	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	
連帯保証人	氏名	印	TEL
	住所	[REDACTED]	

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	大阪府東大阪市瓢箪山町2番18号 072-984-5699	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 ホーネスト	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 田中 伸宜	代表者の氏名	印
宅 地 建 物 取 引 士	免許証番号	大阪府 大臣 知事 (6) 第 44379 号	免許証番号	大臣 知事 () 第 号
	免許年月日	平成 31 年 4 月 11 日	免許年月日	平成 年 月 日
	氏 名	田中 伸宜	氏 名	印
	登録番号	(大阪) 第 50930 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社 ホーネスト	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	大阪府東大阪市瓢箪山町2番18号 072-984-5699	事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	
	(自 宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携 帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名 有限会社 門脇
	住所 大阪府東大阪市上四条町9番6号

管 理 業 者	商号又は名称 有限会社 ネストホーム		
所 在 地	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻2丁目4番4号	TEL	06-6779-1177
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第	号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)	
	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	住所
	☐ 家賃債務保証 会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

本契約は自動更新の為、更新料等などはかかりません。

頭書(9) 特約事項

- 1、入居期間中は乙にて甲指定の火災保険に加入・更新する事。加入料・更新料は乙負担とする。
- 2、物件引き渡し後において乙の使用目的が達成できない場合であってもこれを理由として契約の解除及び貸主・管理会社・仲介会社へ損害賠償はできないものとする。
- 3、消防法等、その他開業に必要な関係法令に関しては、乙にて調査し、管轄する消防局、市区町村等で使用開始に必要な許可等を乙にて取得し営業するものとする。これらに要する費用は乙の負担とする。
- 4、契約期間の中途において消費税率の改定が行われた場合には、甲からの通知の有無にかかわらず消費税率改定後の賃料に係る消費税等については改定後の税率により計算するものとする。

以下余白

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。ただし、解約時は日割計算しないものとする。

(共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

第10条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

- 2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第11条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
- 二 その他費用が軽微な修繕

- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき

- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
- 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別精算手続きの開始

- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第14条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第15条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第16条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第17条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第18条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第19条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

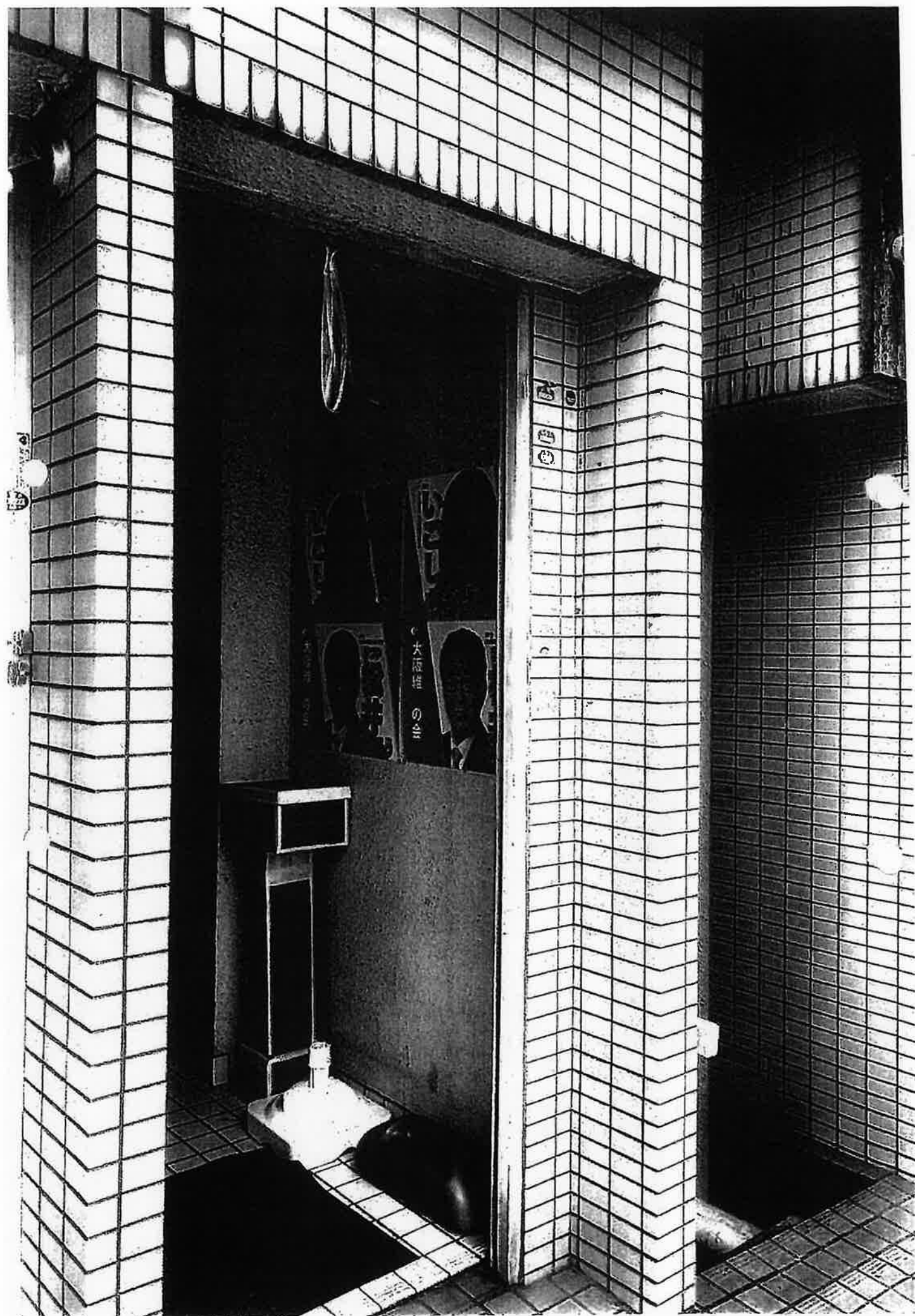
第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。





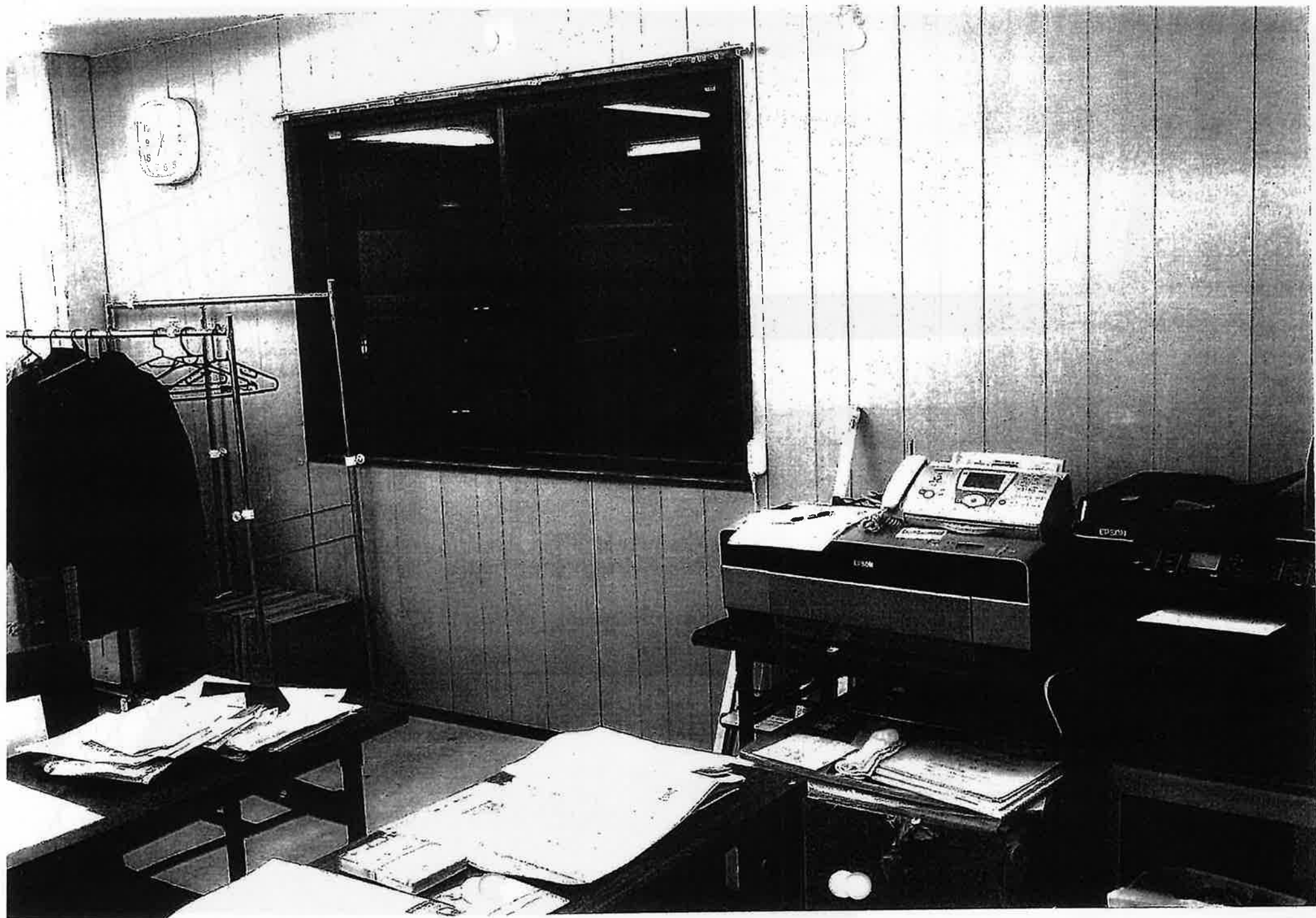




オリロー遊戯はしご使用法









領収書貼付用紙		No. 2
支出内容	井越智嘉代 事務所費 水道代 (3月分)	
総経費 2,599円 政務活動費 計上額 1,299円		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

東大阪市水道料金等
納入通知書兼領収証書

お客様番号 []

水栓番号 []

使用場所 東大阪市神田町3-8
カドワキビル 2F

使用者名 イゴシチカヨシムシロ 様

使用期間 令和07年01月10日～令和07年03月06日分

調定年月	令和07年03月
戸数(戸)	家: **** 業: **** 季: ****
用途	家事用
水道使用量	1 m ³
下水道使用量	1 m ³
水道料金	(税率10% 55割戻し) 1,337円 (121円)
下水道使用料	(税率10% 55割戻し) 1,262円 (114円)
請求金額	2,599円

便利な口座振替制度をご利用ください。
(裏面参照)

※水道料金、下水道使用料には消費税等相当額が含まれています。
下記納期期限までに納入してください。

東大阪市上下水道事業管理者
東大阪市水道事業課 (4-8000-2000-3088)
東大阪市下水道事業課 (4-8000-2000-2853)

発行日 令和07年04月15日
納期限 令和07年04月30日

上記の金額を領収しました。

領収書と印
〒539-8751 大阪府会館第2ビル(近)

口座番号 []

記入者名 東大阪市上下水道事業管理者

この領収証書に振込
金額が明記された領収印
又は現金振替印の
ないもの及び金額を
訂正したものは、無
効です。
領収証書は、振込の
証拠になるものです
から、大切に保管し
てください。
お問い合わせ窓口は
奥面に記載しており
ます。

領収日付印
25.4.17

収入印紙不要

※領収書は、領収代行：東電システム

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 電気代 (4月分)	3
総経費 13,909円 政務活動費 計上額 6,954円		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電気料金振込受領証(兼請求書) (青)			
いつもご利用いただきありがとうございます。			
おなまえ 井越 智嘉代 様		7 年 4 月分	
お電話番号	日曜・所・番・号	ご請求金額 13,909 円	
ご使用期間	3月 6日～ 4月 3日	電気料金内訳(円) 1,264 円	
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所 東大阪市神田町3-8門脇ビル 2階
31	147	3,987	
51	76	9,922	
燃料費調整額		+209.68円	
再エネ促進賦課金		778円	
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 お支払期限日 5月 7日 金融機関取扱期限日 5月 7日 本票は、5月19日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客さま控え) 振込人 関西電力			

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No. 4
支出内容	井越智嘉代事務所費 固定電話 (4月分)	
総経費	7,961円	政務活動費 計上額 3,980円
		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号
[REDACTED]

お客さま氏名
井越 智嘉代 事務所 様

金 額
2025 年 4 月分
¥7,961

うち、消費税相当額 0円

西日本電信電話株式会社

関西支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄

領収印

(お客さま)

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。



NTT西日本

西日本電信電話株式会社
関西支店

TEL (フリー) 0120-747488

送付先: 〒812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

社用
コード 101001221001 22145 20971 00*NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025年 4月 16日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

579-8058

東大阪市神田町3-8

門脇ビル2階
井越 智嘉代 事務所 様

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先:

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・夜日・年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>

お客さま番号	ご請求年月	ご請求額 (Charge)	お支払期限 (Due Date)
	2025年 4月分	7,961 円	2025年 4月 30日
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ	
料金回収代行サービスご利用分 (合計)	7,961 7,961	料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	

ご利用料金内訳書

お客さま番号



1 ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【料金回収代行サービスご利用分】 株式会社ハイホーご請求分	7,961	非対象等	回収料金等ご利用分。
(合 計)	7,961		

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 資料購入費 新聞購読代(4月)	5
総経費 4,700円 政務活動費 計上額 4,700円		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。



領 収 書

区域 110 全戸 [] お問合せNo []

お名前 井越 智嘉代 様

神田町3-8

カドワキビル2F

7年 4月分

銘 柄	部 数	金 額
1 読売朝刊・消費税込 ※	1	4,700
2		
3		

◇左記の通り領収しました

ご購読ありがとうございます。
来月もよろしくお願い致します。

合 計 4,700円

領収日 年 月 日

※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 0円)
 (8.0%対象 4,700円消費税 348円)

登録番号 T8122002003614



読売センター ひょうたん山

東大阪市末広町1-3 ☎ (072)986-7701



注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 賃借料 (令和7年6月)	6
総経費 100,000 円 (家賃 100,000 円 + 手数料 110 円)		按分率 50%
政務活動費 計上額 50,055 円		

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。

※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0257	
取扱店	お取引日	時刻
25762	07-05-17	16:40
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証

お振込明細またはご案内

お受取人

リソナ

普通

ユ) ネストホーム様

登録番号 0002

イコリチカヨ様

電話番号

取扱番号

印紙税申告納付につき果
税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は※印で消してあります。→

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 資料購入費 新聞購読代(5月)	7
総経費 4,700円	政務活動費 計上額 4,700円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

 **領 収 書**

区域110 全戸  お問合せNo 

お名前 井越 智嘉代 様
 神田町3-8
 カドワキビル2F
 7年 5月分

銘 柄	部 数	金 額
1 読売朝刊 消費税込 ※	1	4,700
2		
3		
合 計		4,700円

◇左記の通り領収しました
 ご領収ありがとうございます。
 来月もよろしくお取引いたします。

領収日 年 月 日

※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 0円)
 (8.0%対象 4,700円消費税 348円)

登録番号 T8122002003614

 **読売センター ひょうたん山**
 東大阪市末広町1-3 ☎ (072)986-7701



注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No. 8
支出内容	井越智嘉代事務所費 固定電話 (5月分)	
総経費	8,032円	政務活動費 計上額 4,016円
		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号
[REDACTED]

お客さま氏名
井越 智嘉代 事務所 様

金 額
2025 年 5 月分
¥ 8,032
うち、消費税相当額 0円

西日本電信電話株式会社
関西支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747498

収入印紙貼付欄
217834
25.609
[REDACTED]
領収書
印

(お客さま)

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。



NTT西日本

西日本電信電話株式会社

関西支店



579-8058

東大阪市神田町3-8

門脇ビル2階
井越 智嘉代 事務所 様

TEL (無料) 0120-747488

通付先: 〒812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

社用
コード 101001221001 16722 15569 00*NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025年 5月 18日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先:

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・夜間・年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。クレジットカード払いなど料金の
各種手続きはこちら<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>

お客さま番号		ご請求年月	ご請求額 (Charge)	お支払期限 (Due Date)
		2025年 5月 分	8,032 円	2025年 6月 2日
ご 請 求 の 内 訳	金 額 (円)	お 知 ら せ		
料金回収代行サービスご利用分 (合計)	8,032 8,032	料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。		
お申し込み・お問い合わせ		加入電話番号 局番なしの「116」	故障に関するご相談	加入電話番号 局番なしの「113」
営業時間: 午前9時~午後5時		電話サービス 携帯電話・PHSからは0800-2000116	営業時間: 24時間	電話サービス 携帯電話・PHSからは0120-444113
※年末年始を除く(12月29日~1月3日)		フレッツサービス・ひかり電話 0120-116116	※音声ガイダンスによる録音受付	フレッツサービス・ひかり電話 0120-248995
※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。 ※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。				

下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。

- < 切り取り線 > -

社用コード 15569

ご利用料金内訳書

お客様番号

1 ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【料金回収代行サービスご利用分】 株式会社ハイホーご請求分	8,032	非対象等	回収料金等ご利用分。
(合 計)	8,032		

領収書貼付用紙		No. 9
支出内容	井越智嘉代 事務所費 電気代 (5月分)	
総経費 16,236円	政務活動費	計上額 8,118円
		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電気料金振込受領証(兼請求書)		(青)
いつもご利用いただきありがとうございます。		
おなまえ	井越 智嘉代 様	7 年 5 月分
お客さま番号	日曜 / 所 / 番 / 号	ご請求金額 16,236 円
ご使用期間	4月 4日 ~ 5月 7日	1,475 円
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)
31	222	6,637
51	52	9,599
燃料費調整額	+613.82円	
再エネ促進賦課金	1,089円	
ご使用場所	東大阪市神田町3-8門脇ビル 2階	
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。		
お支払期限日	6月 9日	全額振込期限日 6月 9日
本票は、6月22日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。		
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。		
大阪料金センター	電話番号 0800-777-8810	(お客さま控え)
被徴込込 関西電力		

収納印
25.6.09
大阪料金センター
入金印紙不要

(裏面もご覧ください)

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 賃借料 (令和7年7月)	10
総経費 100,110 円 (家賃 100,000 円 + 手数料 110 円)		按分率 50%
政務活動費 計上額 50,055 円		

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

リソな銀行
 RISONA

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0257	
取扱店	お取引日	時刻
25763	07-06-14	15:41
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内		電信
お取引人	リソナ	
受取人	普通	
1) ネストホーム様		
登録番号 0002		
ご依頼人	イコリチカヨ様	
電話番号		印紙税申告納
取扱番号		付につき東
		税務署承認済

*印紙税を付しない場合は*印で消しております。→

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 水道代 (5月分)	11
総経費 2,599円 政務活動費 計上額 1,299円		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

東大阪市水道料金等
納入通知書兼領収証書

お客様番号 []

水栓番号 []

使用場所 東大阪市神田町3-8
カドワキビル 2F

使用客名 イグシチカヨジムシロ 様

使用期間 令和07年03月07日～令和07年05月07日分

課定年月	令和07年05月
戸数(戸)	家: ***** 業: ***** 事: *****
用途	家事用
水道使用量	0 m ³
下水道使用量	0 m ³
水道料金	1,337 円 (税率10% 35円徴収 121 円)
下水道使用料	1,262 円 (税率10% 35円徴収 114 円)
請求金額	2,599 円

便利な口座振替制度をご利用ください。
(裏面参照)

※水道料金、下水道使用料には消費税等相当額が含まれています。
下記納期限までに納入してください。

東大阪市上下水道事業管理者
東大阪市水道事業 14-8000-2000-3088
東大阪市下水道事業 18-8000-2000-2853

発行日 令和07年06月16日
納期限 令和07年06月30日

上記の金額を領収しました。

取りまとめ局
〒539-8794 大田区金町センター(5F)
口座番号 []
加入者名 東大阪市上下水道事業管理者

この領収証書に取扱
会館関係の領収印
又は現金取扱印の
ないもの及び金額を
訂正したものは、無
効です。
※領収証書は、払込の
証拠になるもので
から、大切に保管し
てください。
※お問い合わせ窓口は
裏面に記載されてお
ります。

領収日付印
25.6.18
収入印紙不貼

▶ お問い合わせ 電話代行 領収システム

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 電気代 (6月分)	12
総経費 15,460円 政務活動費 計上額 7,730円		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電気料金振込受領証(兼請求書)				(青)	(裏面もご覧ください)
いつもご利用いただきありがとうございます。					
おなまえ		井越 智嘉代 様		7 年 6 月分	
お客さま 店 号	日 程	所 属	ご 請 求 金 額	15,460 円	
ご 使 用 期 間	5 月 8 日 ~ 6 月 4 日	消費税等 合計(別表)	1,404 円		
契 種	ご 使 用 量 (kWh)	電気料金内訳 (円)	ご 使 用 場 所		
31	182	5,364	東大阪市神田町3-8門脇ビル		
51	78	10,096	2階		
燃料費調整額		+582.46 円			
再エネ促進賦課金		1,034 円			
5月分のお支払いがお済みでない場合は、必ず 5月分 から順にお支払いをお願いいたします。				収 納 印 2017.07.07 25,619 ローンズ東大阪支店 収入印紙付	
お支払期限日 7 月 7日 金融機関取扱い日 7 月 7日					
本票は、7月17日までコンビニエンスストアにて お取扱いできます。					
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。					
大阪料金センター		電話番号 0800-777-8810		(お客さま控え)	
振込先 関西電力		本書により領金員が収納することはありません。			

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No. 13
支出内容	井越智嘉代事務所費 固定電話 (6月分)	
総経費	8,032円 政務活動費	計上額 4,016円 按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

**電話料金等領収証
(Receipt)**

お客さま番号
[REDACTED]

お客さま氏名
井越 智嘉代 事務所 様

金 額
2025 年 6 月分
¥ 8,032
うち、消費税相当額 0円

西日本電信電話株式会社
関西支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄
[REDACTED]
(お客さま)

領収日付印
25.6.23
[REDACTED]

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。



ITT 西日本

西日本電信電話株式会社

関西支店



579-8058

東大阪市神田町3-8

門脇ビル2階

井越 智嘉代 事務所 様



TEL 0120-747488

送付先:〒812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

社用
コード 101001221001 21332 20565 00*NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025年 6月 16日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息をお支払いいただく場合があります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先:

(無料)

0120-747488

※営業時間:午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。
※携帯電話:PHSからご利用いただけます。クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>

お客さま番号		ご請求年月 2025 年 6 月 分	ご請求額 (Charge) 8,032 円	お支払期限 (Due Date) 2025 年 6 月 30 日
ご 請 求 の 内 訳		金 額 (円)	お 知 ら せ	
料金回収代行サービスご利用分 (合計)		8,032 8,032	料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	
お申し込み・お問い合わせ 営業時間：午前9時～午後5時 ※年末年始を除く(12月29日～1月3日) 加入電話等 局番なしの「116」 電話サービス 携帯電話・PHSからは0800-2000116 フレッツサービス・ひかり電話 0120-116116 故障に関するご相談 営業時間：24時間 ※音声ガイダンスによる録音受付 加入電話等 局番なしの「113」 電話サービス 携帯電話・PHSからは0120-444113 フレッツサービス・ひかり電話 0120-248995 ※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。 ※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。				

下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>

社用コード 20565

ご利用料 内訳書

お客さま番号

1 ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利・用 期 間 等 の お 知 ら せ
【料金回収代行サービスご利用分】 株式会社ハイホーご請求分	8,032		非対象等回収料金等ご利用分。
(合 計)	8,032		

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 資料購入費 新聞購読代(6月)	14
総経費 4,700円 政務活動費 計上額 4,700円		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

YC 領収書		区域 110	全戸	お問合せNo.
お名前 井越 智嘉代 様				
神田町3-8				
カドワキビル 2F				
7 年 6 月分				
銘	柄	部数	金額	◇左記の通り領収しました ご購入ありがとうございます。 来月もよろしくお願い致します。
1 読売朝刊	消費税込 ※	1	4,700	
2				
3				
合 計			4,700円	領収日 年 月 日
※は軽減税率 (10.0%対象 0円消費税 0円) (8.0%対象 4,700円消費税 348円)				
登録番号 T8122002003614				領収印
YC 読売センター ひょうたん山 東大阪市末広町1-3 ☎ (072)986-7701				

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 賃借料 (令和 7 年 8 月)	15
総経費 100,000 円 (家賃 100,000 円 + 手数料 0 円)		按分率 50%
政務活動費 計上額 50,000 円		

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0257	
取扱店	お取引日	時刻
25761	07-07-17	13:43
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

IC 認証

お振込明細またはご案内

お受取人

リソナ

普通

1) ネストホーム様

登録番号 0002

イコウチカヨ様

ご依頼人

電話番号

取扱番号

印紙税申告納付につき要税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。→

政務活動とその他の活動の按分の為

(注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

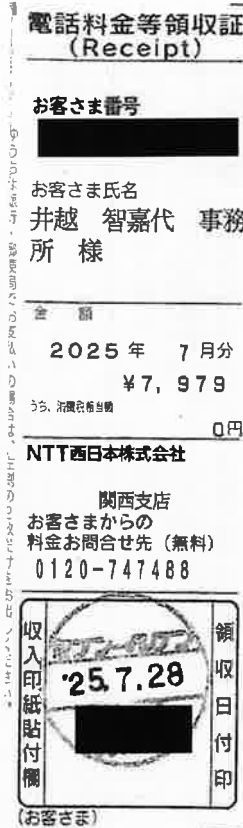
領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 電気代 (7月分)	16
総経費 19,491円 政務活動費 計上額 9,745円		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電気料金振込受領証(兼請求書)				青	(裏面もご確認ください)
いつもご利用いただきありがとうございます。					
おなまえ		井越 智嘉代 様		7 年 7 月分	
お客さま 番号	日課(所)	番 号	ご請求金額		
			19,491 円		
ご使用 期間	6月 5日~	7月 3日	消費税等 (当社負担)	1,771 円	
契約	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所		
31	210	6,254	車大阪市神田町3-8門脇ビル		
51	238	13,237	2階		
燃料費調整額		+1003.58円			
再エネ促進賦課金		1,782円			
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。					
お支払期限日 8月 4日 金融機関取扱い日 8月 4日					
本票は、8月17日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。					
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。					
大阪料金センター		電話番号 0800-777-8810		収入印紙不要 (お客さま控え)	
振込込人 関西電力		※当により無効票が収納することはありません。			

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No. 17
支出内容	井越智嘉代事務所費 固定電話 (7月分)	
総経費	7,979円 政務活動費 計上額 3,989円	按分率 50%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。		
 電話料金等領収証 (Receipt) お客さま番号 [REDACTED] お客さま氏名 井越 智嘉代 事務所 様 金額 2025年 7月分 ¥7,979 NTT西日本株式会社 関西支店 お客さまからの料金お問合せ先 (無料) 0120-747488 収入印紙貼付欄 25.7.28 領収日付印 (お客さま)		
政務活動とその他の活動の按分の為		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		



NTT西日本

NTT西日本株式会社

関西支店

579-8058

東大阪市神田町3-8

TEL 0120-747488

(加料) 通付先: 〒812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

社用 101001221001 16189 15069 00*

コード

NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)門脇ビル2階
井越 智嘉代 事務所 様

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先:

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。
※携帯電話からもご利用いただけます。クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>

2025年 7月 16日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払ください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

お客さま番号	ご請求年月	ご請求額 (Charge)	お支払期限 (Due Date)
	2025年 7月分	7,979 円	2025年 7月 31日
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ	
料金回収代行サービスご利用分 (合計)	7,979 7,979	料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	
お申し込み・お問い合わせ		故障に関するご相談	加入電話等 局番なしの「113」
営業時間: 午前9時~午後5時		営業時間: 24時間	電話サービス 携帯電話からは0120-444113
※年末年始を除く(12月29日~1月3日)		※音声ガイダンスによる録音受付	※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。
※通話料無料		※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。	

↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 < 切り取り線 >

ご利用料 内訳書

お客さま番号

1 ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【料金回収代行サービスご利用分】 株式会社ハイホーご請求分	7,979	非対象等回収料金等ご利用分。	
(合 計)	7,979		

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 資料購入費 新聞購読代(7月)	18
総経費 4,700円 政務活動費 計上額 4,700円		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

 領 収 書 区域 110 全戸  お問合せNo 

お名前 井越 智嘉代 様
 神田町3-8
 カドワキビル2F
 7年 7月分

銘 柄	部 数	金 額
1 読売朝刊 消費税込 ※	1	4,700
2		
3		
合 計		4,700円

◇左記の通り領収しました
 この領収書は、領収書として有効です。
 領収書は、領収書として有効です。

領収日 年 月 日

※は軽減税率 (10.0%対象 0円消費税 0円)
 (8.0%対象 4,700円消費税 348円)

登録番号 T8122002003614

 読売センター ひょうたん山
 東大阪市末広町1-3 ☎ (072)986-7701

領 収 印 

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 賃借料 (令和7年9月)	19
総経費 100,000 円 (家賃 100,000 円 + 手数料 0 円)		按分率 50%
政務活動費 計上額 50,000 円		

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細
 毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0257	
取扱店	お取引日	時刻
25761	07-08-06	10:29
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内

お取引人
 リソナ
 普通
 1) ネストホーム様
 登録番号 0002
 イコッ チカヨ様

お振込人
 電話番号
 取扱番号

印紙税申告納付につき東
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 水道代 (7月分)	20
総経費 2, 599 円 政務活動費 計上額 1, 299 円		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

④ 東大阪市水道料金等
納入通知書領収証

お客様番号 []

水栓番号 []

使用場所 東大阪市神田町 3-8
カドワキビル 2F

使用者名 イシチカヨシムシロ 様

使用期間 令和07年05月08日～令和07年07月03日分

測定年月	令和07年07月
戸数(戸)	家: **** 業: **** 事: *****
用途	家事用
水道使用量	1 m ³
下水道使用量	1 m ³
水道料金	1,337 円 (税率10% 下水道費 121 円)
下水道使用料	1,262 円 (税率10% 下水道費 114 円)
請求金額	2,599 円

便利な口座振替制度をご利用ください。
(裏面参照)

※水道料金、下水道使用料には消費税等相当額が含まれています。
下記納期限までに納入してください。

東大阪市上下水道事業管理者
東大阪市水道事業 14-8000-2000-3016
東大阪市下水道事業 18-8000-2000-2553

発行日 令和07年08月15日
納期限 令和07年08月31日

上記の金額を領収しました。

取りまとめ局
〒539-8794 大阪府金沢センター(株)

口座番号 []

記入者名: 東大阪市上下水道事業管理者

この領収証書に取換
金貼付等の領収印
又は現金取扱員印の
ないもの及び金額を
訂正したものは、無
効です。
※領収証書は、払込の
証拠になるものです
から、大切に保管し
てください。
※お問い合わせ窓口は
裏面に記載されてお
ります。

領収日付印
217834
25.8.25
ローソン東大阪
東本町店

収入印紙不要

▶ お客様窓口 収納代行: 森田システム

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 電気代 (8 月分)	2 /
総経費 24,624 円 政務活動費 計上額 12,312 円		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電気料金振込受領証(兼請求書)				青	(裏面もご覧ください)
いつもご利用いただきありがとうございます。					
おなまえ		井越 智嘉代 様		7 年 8 月分	
お客さま 制 号	日 理・ 所・ 番	ご 請 求 金 額		24,624 円	
ご使用 期 間	7 月 4 日 ~ 8 月 5 日	電 気 料 金		2,238 円	
契 種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所		
31	283	8,013	東大阪市神田町 3-8 門脇ビル		
51	431	16,611	2 階		
燃料費調整額		+171.42 円			
再エネ促進賦課金		2,841 円			
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。				収 納 印	
お支払期限日 9 月 5 日 金融機関取扱い日 9 月 5 日				検印③	
本票は、9 月 16 日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。				217834	
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。				25.8.25	
大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810				ローソン東大阪	
振込先 関西電力				収入印紙不要	
				(お客さま控え)	

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代事務所費 固定電話 (8月分)	22
総経費	8,049円 政務活動費 計上額	4,024円 按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号

お客さま氏名
井越 智嘉代 事務所 様

金額

2025年 8月分

¥8,049

うち、消費税相当額

0円

NTT西日本株式会社

関西支店

お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄	検収③	領収日付印
	217834	
	25.8.25	
	ローソン東大阪 北木西田丁目店	

(お客さま)

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

579-8058

東大阪市神田町3-8

門脇ビル2階
井越 智嘉代 事務所 様



TEL 0120-747488
(無料)
選付先: 〒812-0012
福岡市博多区 博多駅中央街
博多郵便局 私書箱112号

社用
コード 101001221001 21429 20344 00*
NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025年 8月 17日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先: (無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休みです。
※携帯電話からもご利用いただけます。

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>



お客さま番号		ご請求年月	ご請求額 (Charge)	お支払期限 (Due Date)
		2025年 8月 分	8,049 円	2025年 9月 1日
ご請求の内訳		金額 (円)	お知らせ	
料金回収代行サービスご利用分 (合計)		8,049 8,049	料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	

お申し込み・お問い合わせ 加入電話等 局番なしの [116]
営業時間: 午前9時～午後5時 電話サービス 携帯電話からは0800-2000116
※年末年始を除く(12月29日～1月3日) フレッツサービス・ひかり電話 0120-116116

故障に関するご相談 加入電話等 局番なしの [113]
営業時間: 24時間 電話サービス 携帯電話からは0120-444113
※音声ガイダンスによる録音受付 フレッツサービス・ひかり電話 0120-248995

※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。 ※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。

※下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>

ご利用料金内訳書

お客様番号

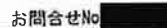
1 ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【料金回収代行サービスご利用分】 株式会社ハイホーご請求分	8,049		非対象等回線料金等ご利用分。
(合 計)	8,049		

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 資料購入費 新聞購読代(8月)	23
総経費 4,700円 政務活動費 計上額 4,700円		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

領 収 書

 区域 110 全戸  お問合せNo 

お名前 井越 智嘉代 様

 神田町3-8
 カドワキビル2F
 7年 8月分

銘 柄	部 数	金 額
1 読売朝刊 消費税込 ※	1	4,700
2		
3		
合 計		4,700円

◇左記の通り領収しました

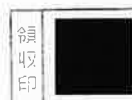
 ご購読ありがとうございます。
 来月もよろしくお願い致します。

領収日 年 月 日

 ※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 0円)
 (8.0%対象 4,700円消費税 348円)

 読売センター ひょうたん山
 東大阪市末広町1-3 ☎ (072)986-7701

登録番号 T8122002003614



注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No. 24
支出内容	井越智嘉代 事務所費 賃借料 (令和7年10月)	
総経費 100,110 円 (家賃 100,000 円 + 手数料 110 円)		按分率 50%
政務活動費 計上額 50,055 円		

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

 リソな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0257	
取扱店	お取引日	時刻
25764	07-09-12	18:22
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内		電信
お受取人	リソナ	
普通		
1) ネストホーム様		
登録番号	0002	
イコリチカヨ様		
電話番号		
取扱番号		
		印紙税申告納 付につき東 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 電気代 (9月分)	25
総経費 24,114円 政務活動費 計上額 12,057円		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電気料金振込受領証(兼請求書)				青	(裏面もご覧ください)
いつもご利用いただきありがとうございます。					
おなまえ		井越 智嘉代 様		7 年 9 月分	
お客さま 番号	日曜・祝日 休業	ご請求金額		24,114 円	
ご使用 期間	8月 6日～ 9月 3日	消費税率別 金額(内税)		2,191 円	
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所		
31	276	7,693	東大阪市神田町3-8門脇ビル		
51	430	16,421	2階		
燃料費調整額		-112.90円			
再エネ促進賦課金		2,809円			
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 お支払期限日 10 月 6日 金融機関取扱期限日 10 月 6日 本票は、10月19日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客さま控え) 被服込込 関西電力 本票により電気料金が収納することはありません。					

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代事務所費 固定電話 (9 月分)	26
総経費	7,961 円 政務活動費 計上額	3,980 円
		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号

お客さま氏名
井越 智嘉代 事務所 様

金 額

2025 年 9 月分

¥7,961

うち、消費税相当額

0 円

NTT西日本株式会社

関西支店

お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄



(お客さま)

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

579-8058

東大阪市神田町3-8

門脇ビル2階
井越 智嘉代 事務所 様



TEL 0120-747488

通付先: 〒812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

社用
コード 101001321001 02046 01985 00*

NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025年 9月 16日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先: (無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。
※携帯電話からもご利用いただけます。

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>



お客さま番号		ご請求年月	ご請求額 (Charge)	お支払期限 (Due Date)
		2025年 9月分	7,961 円	2025年 9月 30日
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ		
料金回収代行サービスご利用分 (合計)	7,961 7,961	料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。		
お申し込み・お問い合わせ		故障に関するご相談		
加入電話等 局番なしの「116」 電話サービス 携帯電話からは0800-2000116 営業時間: 午前9時~午後5時 ※年末年始を除く(12月29日~1月3日)		加入電話等 局番なしの「113」 電話サービス 携帯電話からは0120-444113 営業時間: 24時間 ※音声ガイダンスによる録音受付		
※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。		※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。		

下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>

社用コード 01985

ご利用料金内訳書

お客さま番号

1 ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【料金回収代行サービスご利用分】 株式会社ハイホーご請求分	7,961	非対象等	回収料金等ご利用分。
(合 計)	7,961		

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 資料購入費 新聞購読代(9月)	27
総経費 4,700円 政務活動費 計上額 4,700円		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。



領 収 書

区域110

全戸

お問合せNo

お名前 井越 智嘉代 様

神田町3-8

カドワキビル2F

7年 9月分

銘 柄	部 数	金 額
1 読売朝刊 消費税込 ※	1	4,700
2		
3		
合 計		4,700円

◇左記の通り領収しました

ご購入ありがとうございます。
来月もよろしくお願い致します。

領収日 年 月 日

※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 0円)
(8.0%対象 4,700円消費税 348円)

登録番号 T8122002003614



読売センター ひょうたん山

東大阪市末広町1-3 ☎ (072)986-7701

領収印



注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代事務所費 固定電話 (10月分)	28
総経費	7,928円 政務活動費 計上額	3,964円
		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号

お客さま氏名
井越 智嘉代 事務所 様

金額

2025年10月分

¥7,928

うち、消費税相当額

0円

NTT西日本株式会社

関西支店

お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄

領収日付印

(お客さま)

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

東大阪市神田町3-8

TEL 0120-747488
(無料)

送付先: 〒812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

社用
コード 101001221001 20619 19788 00*NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025年10月16日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先:

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。
※携帯電話からもご利用いただけます。クレジットカード払いなど料金の
各種手続きはこちら<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>

お客さま番号		ご請求年月 2025 年 1 0 月 分	ご請求額 (Charge) 7,928 円	お支払期限 (Due Date) 2025 年 1 0 月 3 1 日
ご 請 求 の 内 訳		金 額 (円)	お 知 ら せ	
料金回収代行サービスご利用分 (合計)		7,928 7,928	料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	
お申し込み・お問い合わせ 営業時間：午前9時～午後5時 ※年末年始を除く(12月29日～1月3日)		加入電話等 局番なしの「116」 電話サービス 携帯電話からは0800-2000116 フレッツサービス・ひかり電話 0120-116116	故障に関するご相談 営業時間：24時間 ※音声ガイダンスによる録音受付 加入電話等 局番なしの「113」 電話サービス 携帯電話からは0120-444113 フレッツサービス・ひかり電話 0120-248995	
※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。 ※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。				

↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>

ご利用料金内訳書

お客様番号

1 ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【料金回収代行サービスご利用分】 株式会社ハイホーご請求分	7,928	非対象等	回線料金等ご利用分。
(合 計)	7,928		

領収書貼付用紙		No. <u>29</u>
支出内容	井越智嘉代 事務所費 水道代 (9 月分)	
総経費 1, 2 6 2 円	政務活動費 計上額 6 3 1 円	按分率 <u>5 0 %</u>

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

④ 東大阪市水道料金等
納入通知書兼領収証書

お客様番号

水栓番号
 使用場所 東大阪市神田町 3-8
 カドワキビル 2 F

使用者名 イゴシチカヨジムシロ 様
 使用期間 令和 07 年 07 月 04 日 ~ 令和 07 年 09 月 03 日分

課定年月	令和 07 年 09 月
戸数(戸)	家: ***** 業: ***** 事: *****
用途	家事用
水道使用量	1 m ³
下水道使用量	1 m ³
水道料金	0 円 (基本 ** 35 減額)
下水道使用料	1,262 円 (標準 10% 35 減額)
請求金額	1,262 円

便利な口座振替制度をご利用ください。
(裏面参照)

物価高騰対策として 1,337 円返金しています。
 ※水道料金、下水道使用料には消費税等相当額が含まれています。
 下記納期限までに納入してください。

東大阪市上下水道事業管理者

東大阪市水道事業 15-8000-2000-2553

発行日 令和 07 年 10 月 15 日
 納期限 令和 07 年 10 月 31 日

上記の金額を領収しました。

取りまとめ局:
 〒539-8794 大阪府金事務所センター(集)

口座番号

加入者名: 東大阪市上下水道事業管理者

※この領収証書に取込
 金融機関等の領収印
 又は現金取扱員印の
 ないもの及び金額を
 訂正したものは、無
 効です。
 ※領収証書は、払込の
 証拠になるもので
 すから、大切に保管
 してください。
 ※お問い合わせ窓口は
 裏面に記載されて
 います。

領 収 日 付 印

収入印紙不要

▶ お客様係留 収納代行: 誠実システム

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 電気代 (10月分)	30
総経費 17,434円 政務活動費 計上額 8,717円		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電気料金振込受領証(兼請求書)				(青)	(裏面がはがれにくく、 繰り返し利用できます。)
おなまえ 井越 智嘉代 様				7 年 10 月分	
お客さま 番 号	日 程 所 番 号	ご 請 求 金 額		17,434 円	
ご使用 期 間	9月 4日～10月 5日	ご請求金額 (税込)		1,584 円	
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所		
31	223	6,223	東大阪市神田町3-8門脇ビル		
51	141	11,211	2階		
料金費調整額		+87.42円			
再エネ促進賦課金		1,448円			
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。				収 納 印	
お支払期限日 11 月 5日 金融機関取扱い期限日 11 月 5日				収入印紙不要 (お客さま控え)	
本票は、11月16日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。					
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。					
大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810					
被請求人 関西電力				※面により金額が収納することはございません。	

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 賃借料 (令和7年11月)	31
総経費 <u>100,000 円</u> (家賃 100,000 円 + 手数料 0 円)		按分率 <u>50%</u>
政務活動費 計上額 <u>50,000 円</u>		

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細
 毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0257	
取扱店	お取引日	時刻
25761	07-10-20	15:53
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内

お受取人
 普通 〇) ネストホーム様
 登録番号 0002
 イコリ チカヨ様

お振込人
 電話番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
 取扱番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

印紙税申告納付につき東税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は※印で済みます。→

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 資料購入費 新聞購読代(10月)	32
総経費4,700円 政務活動費 計上額 4,700円		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

YC 領収書		区域 110	全戸	お問合せNo
お名前 井越 智嘉代 様				
神田町3-8				
カドワキビル2F				
7年 10月分				
銘 柄	部 数	金 額	◇左記の通り領収しました	
1 読売朝刊 消費税込 ※	1	4,700	ご教、ありがとうございます。	
2			来月もよろしくお付き合いします。	
3				
合 計		4,700円	領収日 年 月 日	
※は軽減税率 (10.0%対象 (8.0%対象		0円消費税 4,700円消費税	0円) 348円)	
YC 読売センター ひょうたん山		登録番号 T8122002003614		領収印
東大阪市末広町1-3 ☎ (072)986-7701				

注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 賃借料 (令和7年12月)	33
総経費 100,000 円 (家賃 100,000 円 + 手数料 0 円)		按分率 50%
政務活動費 計上額 50,000 円		

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細
 毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0257	
取扱店	お取引日	時刻
25762	07-11-18	14:59
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お振込明細表はこちら
 おりりナ
 普通
 1) ネストホーム様
 登録番号 0002
 イコッ チカヨ様
 電話番号
 取扱番号

印紙税申告納付につき東
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 電気代 (11月分)	34
総経費 19,840円 政務活動費 計上額 9,920円		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電気料金振込受領証(兼請求書)				(青)	(裏面もご覧ください)
いつもご利用いただきありがとうございます。					
おなまえ		井越 智嘉代 様		7 年 11 月分	
お電話番号		[REDACTED]		ご請求金額	
				19,840 円	
ご使用期間		10月 6日 ~ 11月 5日		電気料金等諸料金(諸税)	
				1,803 円	
契約	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所		
31	313	9,572	東大阪市神田町3-8門脇ビル		
51	87	10,268	2階		
燃料費調整額		+896.06円			
再エネ促進賦課金		1,591円			
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 お支払期限日 12 月 8日 金融機関振込期限日 12 月 8日 本票は、12月16日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客さま控え) 振込先 関西電力					
				収 納 印 251121 振入印紙不要	

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No. 35
支出内容	井越智嘉代事務所費 固定電話 (11月分)	
総経費	7,981円 政務活動費 計上額	3,990円 按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号

お客さま氏名
井越 智嘉代 事務所 様

金 額
2025 年 11 月分
¥7,981
うち、消費税相当額 0円

NTT西日本株式会社

関西支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

(お客さま)

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。



TEL 0120-747488
(無料)

受付先: 〒812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

社用 101001221001 15095 14123 00*

コード
NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025年11月17日発行

ごころ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所はこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息をお支払いいただく場合があります。

料金お問い合わせ先:

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は休みです。
※携帯電話からもご利用いただけます。

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>



お客さま番号		ご請求年月 2025 年 11 月 分	ご請求額 (Charge) 7,981 円	お支払期限 (Due Date) 2025 年 12 月 1 日
ご 請 求 の 内 訳		金 額 (円)	お 知 ら せ	
料金回収代行サービスご利用分 (合計)		7,981 7,981	料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	
お申し込み・お問い合わせ 加入電話等 局番なしの「116」 電話サービス 携帯電話からは0800-2000116 ※年末年始を除く(12月29日～1月3日) プレックスサービス・ひかり電話 0120-116116 故障に関するご相談 加入電話等 局番なしの「113」 電話サービス 携帯電話からは0120-444113 営業時間：24時間 ※音声ガイダンスによる録音受付 プレックスサービス・ひかり電話 0120-248995 ※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。 ※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。				

↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>

社用コード 14123

ご利用料金内訳書

お客様番号

1 ページ

料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
【料金回収代行サービスご利用分】 株式会社ハイホーご請求分	7,981	非対象等	回線料金等ご利用分。
(合 計)	7,981		

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 資料購入費 新聞購読代(11月)	36
総経費 4,700円 政務活動費 計上額 4,700円		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

領 収 書

区域 110 全戸 [] お問合せNo. []

お名前 井越 智嘉代 様

神田町3-8

カドワキビル2F

7年 11月分

銘 柄	部 数	金 額
1 読売朝刊 消費税込 ※	1	4,700
2		
3		
合 計		4,700円

◇左記の通り領収しました

ご領収ありがとうございます。
来月もよろしくお願いいたします。

領収日 年 月 日

※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 0円)
(8.0%対象 4,700円消費税 348円)

登録番号 T8122002003614



読売センター ひょうたん山
東大阪市末広町1-3 ☎ (072)986-7701



注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 賃借料 (令和7年1月)	37
総経費 100,000 円 (家賃 100,000 円 + 手数料 0 円)		按分率 50%
政務活動費 計上額 50,000 円		

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

 **りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0257	
取扱店	お取引日	時刻
25761	07-12-09	09:57
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証

お振込明細またはご案内

お受取人
 リーナ
 普通
 コ) ネストホーム様
 登録番号 0002
 イコリチカヨ様

ご依頼人
 電話番号
 取扱番号

印紙税申告納
 付につき東
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 水道代 (11月分)	38
総経費 2,817円 政務活動費 計上額 1,408円		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

④ 東大阪市水道料金等
納入通知書兼領収証書

お客様番号 []

水栓番号 []

使用場所 東大阪市神田町3-8
カドワキビル 2F

使用者名 イシナカヨシムシロ 様

使用期間 令和07年09月04日～令和07年11月06日分

調定年月	令和07年11月	67673
戸数(戸)	家: [] 業: [] 型: []	
用途	家事用	
水道使用量	1 m ³	
下水道使用量	1 m ³	
水道料金	1,555 円	(税率10% 消費税141 円)
下水道使用料	1,262 円	(税率10% 消費税114 円)
請求金額	2,817 円	

便利な口座振替制度をご利用ください。
(裏面参照)

※水道料金、下水道使用料には消費税等増徴額が含まれています。
下記納期期限までに納入してください。

東大阪市上下水道事業管理者
東大阪市水道事業 T4-8000-2000-3088
東大阪市下水道事業 T8-8000-2000-2953

発行日 令和07年12月15日

納期限 令和07年12月31日

上記の金額を領収しました。

取りまとめ局:
〒595-8794 大阪府金沢センター(城)

口座番号 []

納入者名: 東大阪市上下水道事業管理者

この領収書に取扱
会務費等の取扱印
又は現金取扱印の
ないものと見做され
訂正したものは、無
効です。
※領収証書は、払込の
証拠になるもので
から、大切に保管し
てください。
※お問い合わせ窓口は
裏面に記載されて
います。

領 収 日 付 印
25.12.20

収入印紙不要

▶ お客様窓口 収納代行: 税務システム

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 電気代 (12月分)	29
総経費 18,552円 政務活動費 計上額 9,276円		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電気料金振込受領証(兼請求書)				(青)	(裏面もご確認ください)
おなまえ 井越 智嘉代 様				7 年 12 月分	
お客さま 番号	日 程 所 番 号	ご 領 求 金 額		18,552 円	
ご使用 場所	11月 6日~12月 3日	ご 領 求 金 額		1,686 円	
契 種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所		
31	260	7,846	東大阪市神田町3-8門脇ビル		
51	110	10,706	2階		
燃料費調整額		+828.86 円			
再エネ促進税額金		1,471 円			
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。				収 納 印	
お支払期限日 1 月 5日 金融機関取扱期限日 1 月 5日				2012.12.20	
本票は、1月18日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。				収入印紙不要	
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。				(お客さま控え)	
大阪料金センター		電話番号	0800-777-8810		
振込先 関西電力		本票により金融機関が収納することはありません。			

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 資料購入費 新聞購読代(12月)	40
総経費 4,700円 政務活動費 計上額 4,700円		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

YC 領収書 区域110 全戸0 お問合せNo.

お名前 井越 智嘉代 様
 神田町3-8
 カドワキビル2F
 7年 12月分

銘	柄	部数	金額
1	読売朝刊 消費税込 ※	1	4,700
2			
3			
合 計			4,700円

※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 0円)
 (8.0%対象 4,700円消費税 348円)

登録番号 T8122002003614

読売センター ひょうたん山
 東大阪市末広町1-3 ☎ (072)986-7701

領収日 年 月 日

領収印

注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No. 41
支出内容	井越智嘉代事務所費 固定電話 (12月分)	
総経費	7,928円	政務活動費 計上額 3,964円
		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号
[REDACTED]

お客さま氏名
井越 智嘉代 事務所 様

金額
2025年12月分
¥7,928
うち、消費税相当額 0円

NTT西日本株式会社
関西支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄
[REDACTED]
(お客さま)

領収日
5.12.29
印

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

579-80F

東大阪市神田町3-8

TEL 0120-747488

受付先: 千812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

社用 101001221001 20489 19542 00*

NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025年12月15日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にご請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先:

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。
※携帯電話からもご利用いただけます。

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>



お客さま番号		ご請求年月	ご請求額 (Charge)	お支払期限 (Due Date)
		2025年12月分	7,928 円	2026年1月5日
ご請求の内訳		金額 (円)	お知らせ	
料金回収代行サービスご利用分 (合計)		7,928 7,928	料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	

お申し込み・お問い合わせ

営業時間: 午前9時～午後5時
※年末年始を除く(12月29日～1月3日)

加入電話等 局番なしの「116」

電話サービス 携帯電話からは0800-2000116

フレッツサービス・ひかり電話 0120-116116

故障に関するご相談

営業時間: 24時間

※音声ガイダンスによる録音受付

加入電話等 局番なしの「113」

電話サービス 携帯電話からは0120-444113

フレッツサービス・ひかり電話 0120-248995

※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。 ※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。

↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【料金回収代行サービスご利用分】 株式会社ハイホーご請求分	7,928	非対象等	回線料金等ご利用分。
(合 計)	7,928		

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 賃借料 (令和7年2月)	42
総経費 100,000 円 (家賃 100,000 円 + 手数料 0 円)		按分率 50%
政務活動費 計上額 50,000 円		

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0257	
取扱店	お取引日	時刻
25761	08-01-15	12:50
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内

電信

りそな

普通

コ) ネストホーム様

登録番号 0002

イコッ チカヨ様

電話番号

取扱番号

印紙税申告納付につき東
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No. 73
支出内容	井越智嘉代 事務所費 電気代 (1月分)	
総経費 17,317円	政務活動費	計上額 8,658円
		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電気料金振込受領証(兼請求書)				青		(裏面もご確認ください)
いつもご利用いただきありがとうございます。						
おなまえ		井越 智嘉代 様		8 年 1 月分		
お支払い 所	日付・所・番 号	ご請求金額		17,317 円		
ご使用 期間	12月 4日 ~ 1月 7日	消費税等 別記(円)	1,573 円			
契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所			
31	217	6,477	東大阪市神田町3-8門脇ビル			
51	117	10,840	2階			
燃料費調整額		+748.22円				
再エネルギー促進課金		1,328円				
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 お支払期限日 2月 9日 金融機関取扱い日 2月 9日 本票は、2月18日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 振込先 関西電力						
収納印 28.1.22 収入印紙不要 (お客さま控え)						

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代事務所費 固定電話 (1月分)	44
総経費	7,928円 政務活動費 計上額	3,964円
		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号
[Redacted]

お客さま氏名
井越 智嘉代 事務所 様

金 額
2026 年 1 月分
¥7,928
うち、消費税等当振 0円

NTT西日本株式会社

関西支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄
[Redacted]
領収日付印
26.1.23
(お客さま)

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

東大阪市神田町3-8

〒0120-747488
(無料)
選付先:〒812-0012
福岡市博多区 博多駅中央街
博多郵便局 私書箱112号

社用
コード 101001321001 02098 02040 00*
NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2026年 1月 19日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先: (無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。
※携帯電話からもご利用いただけます。

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>



お客さま番号		ご請求年月 2026 年 1 月 分	ご請求額 (Charge) 7,928 円	お支払期限 (Due Date) 2026 年 2 月 2 日
ご 請 求 の 内 訳		金 額 (円)	お 知 ら せ	
料金回収代行サービスご利用分 (合計)		7,928 7,928	料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	

下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。

＜切り取り線＞

ご利用料金内訳書

お客さま番号

1 ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【料金回収代行サービスご利用分】 株式会社ハイホーご請求分	7,928	非対象等	回線料金等ご利用分。
(合 計)	7,928		

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 資料購入費 新聞購読代(1月)	45
総経費 4,700円 政務活動費 計上額 4,700円		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。



領 収 書

区域 110

全戸

お問合せNo.

お名前 井越 智嘉代 様

神田町3-8

カドワキビル2F

8年 1月分

銘	柄	部 数	金 額
1	読売朝刊 消費税込 ※	1	4,700
2			
3			
合 計			4,700円

◇左記の通り領収しました

ご購入ありがとうございます。
 来月もよろしくお願い致します。

領収日 年 月 日

※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 0円)
 (8.0%対象 4,700円消費税 348円)



読売センター

ひょうたん山

東大阪市末広町1-3 ☎ (072)986-7701

登録番号 T8122002003614

領収印



注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 水道代 (1月分)	46
総経費 2,978 円 政務活動費 計上額 1,489 円		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

④ 東大阪市水道料金等
納入通知書兼領収証書

お客様番号 []

水栓番号 []
使用場所 東大阪市神田町3-8
カドワキビル 2F

使用者名 イグシチカヨシムシロ 様
使用期間 令和07年11月07日～令和08年01月07日分

課定年月	令和08年01月	68993
戸数(戸)	家: ***** 業: ***** 事: *****	
用途	家事用	
水道使用量	0 m ³	
下水道使用量	0 m ³	
水道料金	1,716 円	(標準10% 35割増徴 156 円)
下水道使用料	1,262 円	(標準10% 35割増徴 114 円)
請求金額	2,978 円	

便利な口座振替制度をご利用ください。
(裏面参照)

※水道料金、下水道使用料には消費税等相当額が含まれています。
下記納期限までに納入してください。

東大阪市上下水道事業管理者
東大阪市水道事業 14-8000-2000-2000
東大阪市下水道事業 14-8000-2000-2953

発行日 令和08年02月16日
納期限 令和08年02月28日

上記の金額を領収しました。

取りまとめ局:
〒539-8794 大阪府金事務所(東)
口座番号: []
加入者名: 東大阪市上下水道事業管理者

この領収証書に取扱金控印等の領収印又は現金収銀印のないもの及び金額を訂正したものは、無効です。

※領収証書は、払込の証拠になるものですから、大切に保管してください。

※お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

収入印紙不要

お客様番号 収納代行 (株)電算システム

領 収 日 付 印
26.2.19

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 賃借料 (令和7年3月)	47
総経費 100,000 円 (家賃 100,000 円 + 手数料 110 円) 政務活動費 計上額 50,055 円		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0257	
取扱店	お取引日	時刻
25762	08-02-22	10:51
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証

お振込明細またはご案内

お取引人

普通

1) ネストホーム様
 登録番号 0002

ご依頼人

イコッ チカヨ様

電話番号

取扱番号

印紙税申告納付につき
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済ませていただきます。 →

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No. 48
支出内容	井越智嘉代 事務所費 電気代 (2月分)	
総経費	17,650円	政務活動費 計上額 8,825円
		按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電気料金振込票 お振込人 井越 智嘉代 様 お客さま番号 日 所 番 号 年月 8 2 金額 17,650		電気料金振込受領証(兼請求書) いつもご利用いただきありがとうございます。 お 名 前 井越 智嘉代 様 8 年 2 月分 お客さま番号 日 所 番 号 請求金額 17,650 円 ご使用期間 1月 8日～ 2月 4日 電気料金内訳(円) 1,604 円 契種 ご使用量(kWh) 電気料金内訳(円) 2階 31 250 6,403 51 181 11,247 燃料費調整額 -974.00円 再エネ促進税額金 1,715円 お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 お支払期限日 3 月 9日 金振振替支払期限日 3 月 9日 本票は、3月22日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 被振込人 関西電力 (お客さま控え) 収入印紙 26,222 (お客さま控え) (注) 収入印紙は、本票に貼付し、裏面に貼る必要があります。	
--	--	---	--

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No. 49
支出内容	井越智嘉代事務所費 固定電話 (2月分)	
総経費	7,946円 政務活動費	計上額 3,973円 按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号
[REDACTED]

お客さま氏名
井越 智嘉代 事務所 様

金 額
2026年 2月分
¥7,946
うち、消費税等当額 0円

NTT西日本株式会社
関西支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄

26.2.22

[REDACTED]

領収日付印

(お客さま)

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

東大阪市神田町3-8

〒0120-7474 88

〒812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

社用 101001221001 19995 19013 00*

コード

NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2026年 2月 16日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にご請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先:

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。
※携帯電話からもご利用いただけます。

クレジットカード払いなど料金の
各種手続きはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>



お客さま番号		ご請求年月 2026年 2月分	ご請求額 (Charge) 7,946 円	お支払期限 (Due Date) 2026年 3月 2日
ご 請 求 の 内 訳		金 額 (円)	お 知 ら せ	
料金回収代行サービスご利用分 (合計)		7,946 7,946	料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	
お申し込み・お問い合わせ 営業時間：午前9時～午後5時 ※年末年始を除く(12月29日～1月3日)		加入電話等 局番なしの「116」 電話サービス 携帯電話からは0800-2000116 ※音声ガイダンスによる録音受付 フレックスサービス・ひかり電話 0120-116116	故障に関するご相談 営業時間：24時間 ※音声ガイダンスによる録音受付 加入電話等 局番なしの「113」 電話サービス 携帯電話からは0120-444113 フレックスサービス・ひかり電話 0120-248995	
※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。 ※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。				

下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>

社用コード 19013

ご利用料へ内訳書

お客様番号

1 ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【料金回収代行サービスご利用分】 株式会社ハイホーご請求分	7,946	非対象等回線料金等ご利用分。	
(合 計)	7,946		

領収書貼付用紙		No. 51
支出内容	井越智嘉代 その他の経費 文房具費	
総経費 1, 320 円	政務活動費計上額 1, 320 円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。



領 収 書

登録番号 T4200001013662

TEL072-943-0608 ｼﾞｪﾐﾅ ｼﾞｪﾐﾅ

2026/03/19(木) 20:41

4ｼｮｯｸｰﾙﾊﾞﾝBasic 0.5mm 100

サラサクリップO. 5mm黒 300

A4ﾈｰﾄ ｸﾗｰｺﾝﾃｲﾆｭｰ B罫 32枚 200

A4ﾈｰﾄ ｸﾗｰｺﾝﾃｲﾆｭｰ A罫 100

A4ﾈｰﾄ ｸﾗｰｺﾝﾃｲﾆｭｰ A罫 100

A4ﾈｰﾄ ｸﾗｰｺﾝﾃｲﾆｭｰ A罫 100

A42ﾘﾝｸﾞﾌｧｲﾙﾄﾞﾚｯﾄ 200

A4 2ﾘﾝｸﾞﾌｧｲﾙﾄﾞﾚｯﾄ 100

小計 12点 1,200

消費税 120

合計 ￥1,320

10%対象 1,320(内 税額 120)

お預り ￥1,500

お釣り ￥180



注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 賃借料 (令和 7 年 4 月)	52
総経費 100,000 円 (家賃 100,000 円 + 手数料 0 円)		按分率 50%
政務活動費 計上額 50,000 円		

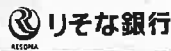
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。

※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0010	0257	
取扱店	お取引日	時刻
25762	08-03-23	13:29
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

IC 認証		

お振込明細またはご案内		電信
お受取人	リソナ	
普通		
1) ネストホーム様		
登録番号	0002	
ご依頼人	イコリ チカヨ様	
電話番号		印紙税申告納付につき果
取扱番号		税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No. 53
支出内容	井越智嘉代事務所費 固定電話 (3 月分)	
総経費	8, 2 4 5 円 政務活動費	計上額 4, 1 2 2 円 按分率 5 0 %

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号

お客さま氏名
井越 智嘉代 事務所 様

金 額
2026 年 3 月分
¥ 8, 2 4 5
うち、消費税相当額 0 円

NTT西日本株式会社

関西支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄

検収③
217834
25.3.25
ローソン東大阪
堂本西田T目店

領収印付印

(お客さま)

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

東大阪市神田町3-8

門脇ビル2階
井越 智嘉代 事務所 様

|||||

TEL 0120-747488

（無料）
還付先：〒812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

社用 101001321001 02226 02172 00*

コード
NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2026年 3月 16日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先：

（無料）

0120-747488

※営業時間：午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
※携帯電話からもご利用いただけます。

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>



お客さま番号		ご請求年月	ご請求額 (Charge)	お支払期限 (Due Date)
		2026年 3月分	8,245 円	2026年 3月 31日
ご請求の内訳		金額 (円)	お知らせ	
料金回収代行サービスご利用分 (合計)		8,245 8,245	料金回収代行サービスをご利用になった料金です。 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	

お申し込み・お問い合わせ		加入電話等 局番なしの「116」		故障に関するご相談		加入電話等 局番なしの「113」	
営業時間：午前9時～午後5時		電話サービス 携帯電話からは0800-2000116		営業時間：24時間		電話サービス 携帯電話からは0120-444113	
※年末年始を除く(12月29日～1月3日)		フレッツサービス・ひかり電話 0120-116116		※音声ガイダンスによる録音受付		フレッツサービス・ひかり電話 0120-248995	
※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。				※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。			

下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。

＜切り取り線＞

社用コード 02172

ご利用料金内訳書

お客様番号

1 ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【料金回収代行サービスご利用分】 株式会社ハイホーご請求分	8,245	非対象等	回線料金等ご利用分。
(合 計)	8,245		

領収書貼付用紙		No.
支出内容	井越智嘉代 事務所費 電気代 (3月分)	54
総経費	14,979円 政務活動費 計上額 7,489円	按分率 50%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電気料金振込受領証(兼請求書)				(青)
いつもご利用いただきありがとうございます。				
おなまえ	井越 智嘉代 様		8 年 3 月分	
お客様番号	[REDACTED]		ご請求金額	14,979 円
ご利用期間	2月 5日 ~ 3月 4日	電気料金内訳	1,361 円	
契約種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所	東大阪市神田町3-8門脇ビル 2階
31	188	4,709		
51	114	10,270		
電料費調整額	-682.46円			
再エネ促進助成金	1,201円			
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。				
お支払期限日 4 月 6日		金融機関取扱期限日 4 月 6日		
本票は、4月19日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。				
お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。				
大阪料金センター		電話番号 0800-777-8810		
振込先 関西電力				
収 納 印 検収③ 217834 26.3.26 コーソ 東大阪 収入印紙不要 (お客さま控え)				

政務活動とその他の活動の按分の為

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No.
支出内容	事務所費 岸本 事務所賃借料5A分	1
総経費	50,000 円 政務活動費 計上額	25,000 円 按分率 50%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 政務活動とその他の活動ご按分。 領収書は別紙。		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

No. XXXXXXXXXX

領 収 証

2025年4月29日

岸本 光生 様

TEL XXXXXXXXXXFAX: XXXXXXXXXX

登録番号: T8810721389726

領収金額

¥50,000-

収入印紙



係

上記の通り正に領収いたしました。

区分	品目	数 量	単 位	単価(税込)	金額(税込)
	グリーンアミレット 1階東側店舗 5月分家賃(5月1日~5月31日)	1	部屋	50,000	50,000
合 計					50,000

備考:

* 東大阪市日下町1-1-33 グリーンアミレット 1階店舗

（事務所費用）

事 務 所 届

令和7年 4月 1日

会派名と議員名

大阪維新の会 岸本 光生

政務活動費から事務所費として支出する事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市日下町1丁目1-33 1F		
延床面積	38.43 m ²	賃借料① (月 額)	50,000 円(税込み)
電話番号	有 (— —) ・ ④無 注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。		
事務所形態	自宅事務所 ・ ④賃貸事務所 ・ () 注) 自宅か賃貸かに○を付け、賃貸の場合は親族関係についても記入してください。		
親族関係	☒ 貸主は3親等以内の親族ではありません。 注) 3親等以内の親族にあたらな場合は□にチェックを記入ください。		
使用期間 (②)	令和7年 4月 1日 ～ 令和8年 3月 31日		
添付資料	☒ 賃貸借契約書の写し ☒ 写真（外観及び応接スペース） 注) 自宅事務所の場合は賃貸借契約書の写しは不要。		
使用目的 (按分率)	③ 政務活動 (50) % + その他の活動 (50) %		
支出費用	賃借料① × 使用期間② × 按分率③ 50,000 円 (月 額) × 12 ヶ月 × 50%	300,000 円 (年間)	
按分率の根拠	政務活動と政治活動を上記の割合で使用するため		

注) 事務所届は毎年度提出すること。

賃貸借契約書

第1条(合意)

賃貸人  (以下「甲」という)は、賃借人 岸本光生 (以下「乙」という)に対し下記の建物(以下「本件建物」という)を賃貸し、乙はこれを賃借する。

記

 所 在 大阪府東大阪市日下町1丁目1-33
名 称 グリーンアミレット
構 造 鉄筋コンクリート造3階建ての1階西端店舗

第2条(使用目的)

- ① 乙は本件の店舗を事務所として使用し、その他の目的に使用してはならない。
- ② 乙は店舗(事務所)を原状のまま使用するものとし、店舗(事務所)または造作の様替えの必要を生じた場合は、あらかじめ甲の書面による許可を得て行ない、明け渡しの際は自責をもって原状に復するか或いは無償にて残置するものとする。

第3条(賃貸借期間)

賃貸借期間は令和 7 年 4 月 / 日より令和 8 年 3 月 31 日までの / 年間、甲はその所有する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。ただし、甲乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は自動更新するものとする。

第4条(賃料)

賃料は月額金 50,000 円とし、毎月末日までにその翌月分を甲に持参または甲の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。ただし、1ヶ月に満たない月の賃料は日割計算とする。

第5条(賃料の改訂)

賃料の改訂は物価、公租公課、近隣建物賃料の変動を勘案して、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第6条(付加使用料)

乙は第4条の賃料のほかに付加使用料として下記料金及び費用を支払わなければならない。

- (1) 電気・水道・ガス料金、衛生清掃費、冷暖房費
- (2) その他賃借物件の使用上賃借人の負担となるべき諸経費

第7条(保証金)

- ① 本契約に基づく保証金として乙は金 50,000 円を本契約締結と同時に甲に預け入れる。

右保証金の返還は無いものとする

- ② 乙が賃料の支払いを怠った時および第12条の損害賠償金額の支払いをしない時は、甲は当然に保証金をもってこの弁済に充当することができる。

第8条(禁止事項)

乙は次の行為をしてはならない。

- (1) 第2条に定めた目的以外の使用をすること。
- (2) 賃借権の譲渡(担保提供その他これに準ずる場合を含む)、賃借物件の転貸(その他これに準ずる場合を含む)。
- (3) 名義のいかんを問わず、事実上第三者の使用に供すること。

第9条(修繕費の負担)

- ① 甲は、本件建物の本体の維持保全に必要な修繕を行なう義務を負う。
- ② 乙は、建具・造作、給排水施設、照明器具、壁等日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
- ③ 費用の負担につき疑義のあるときは、甲、乙協議のうえ決定する。

第10条(契約の解除)

乙に次の各号の一に該当する事由の生じたときは、何らの通知催告を要せず、甲は本契約を解除することができる。

- (1) 賃料の支払いを3カ月以上怠ったとき
- (2) 第8条に違反したとき
- (3) 無断で本件建物から退去したとき
- (4) その他本契約の条項に違反したとき

第11条(明け渡し)

- ① 本契約が終了したときは、乙は、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有物を自己の費用で収去し、原状に復したうえ、明け渡す。
- ② 第1項の場合において、乙は何らの名目をもってするも移転料、立退料その他これに類するものを請求しない。

第12条(損害賠償)

乙は故意及び過失を問わず本件建物に損害を与えた時は甲に対して損害賠償をしなければならない。

第13条(解約申し入れ)

乙の都合により本契約を解除するときは、3カ月間に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗(事務所)を明け渡すものとする。

ただし、右の場合に乙が賃料の 3 カ月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

令和 7 年 4 月 / 日

住 所:

(貸主)

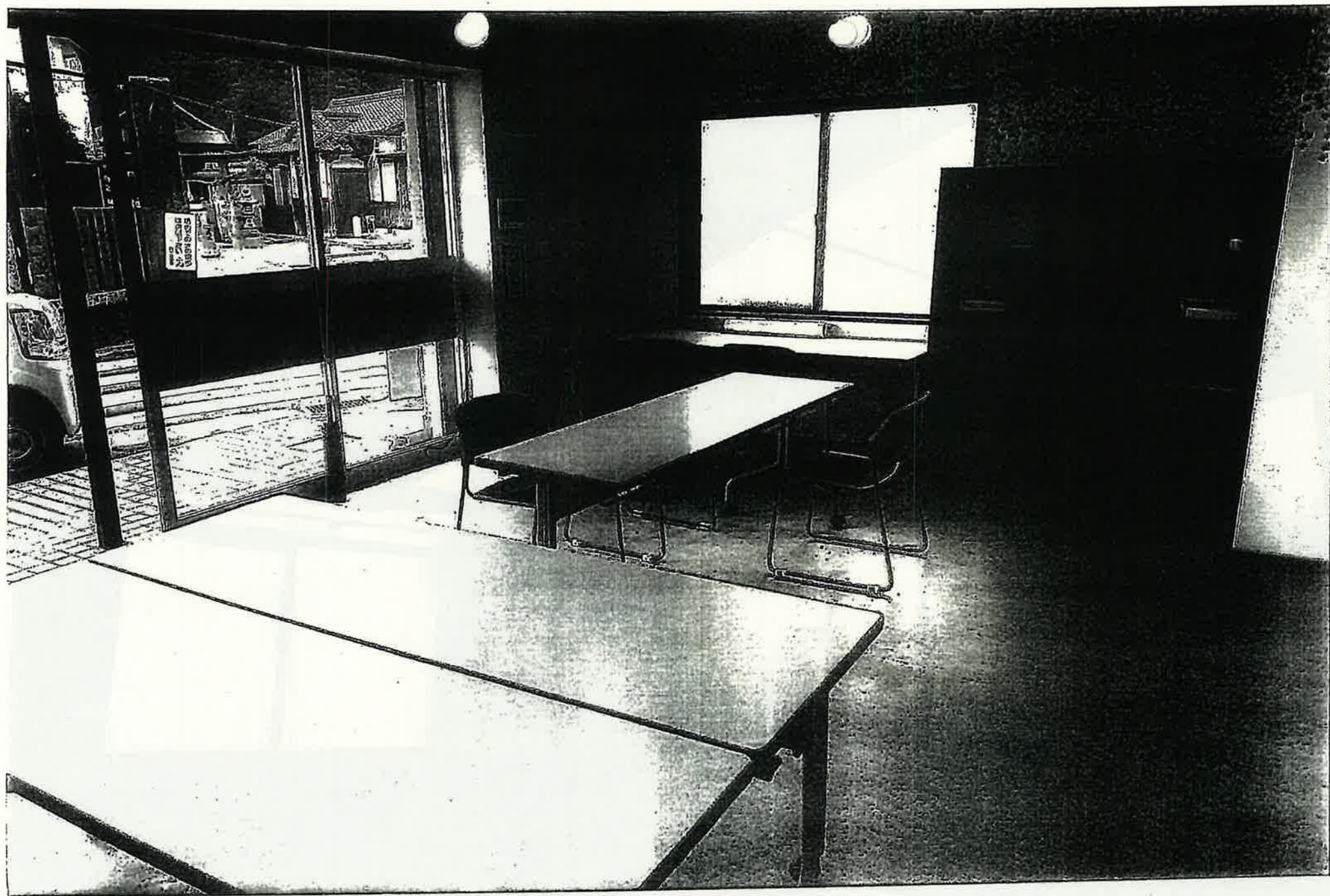
住 所:

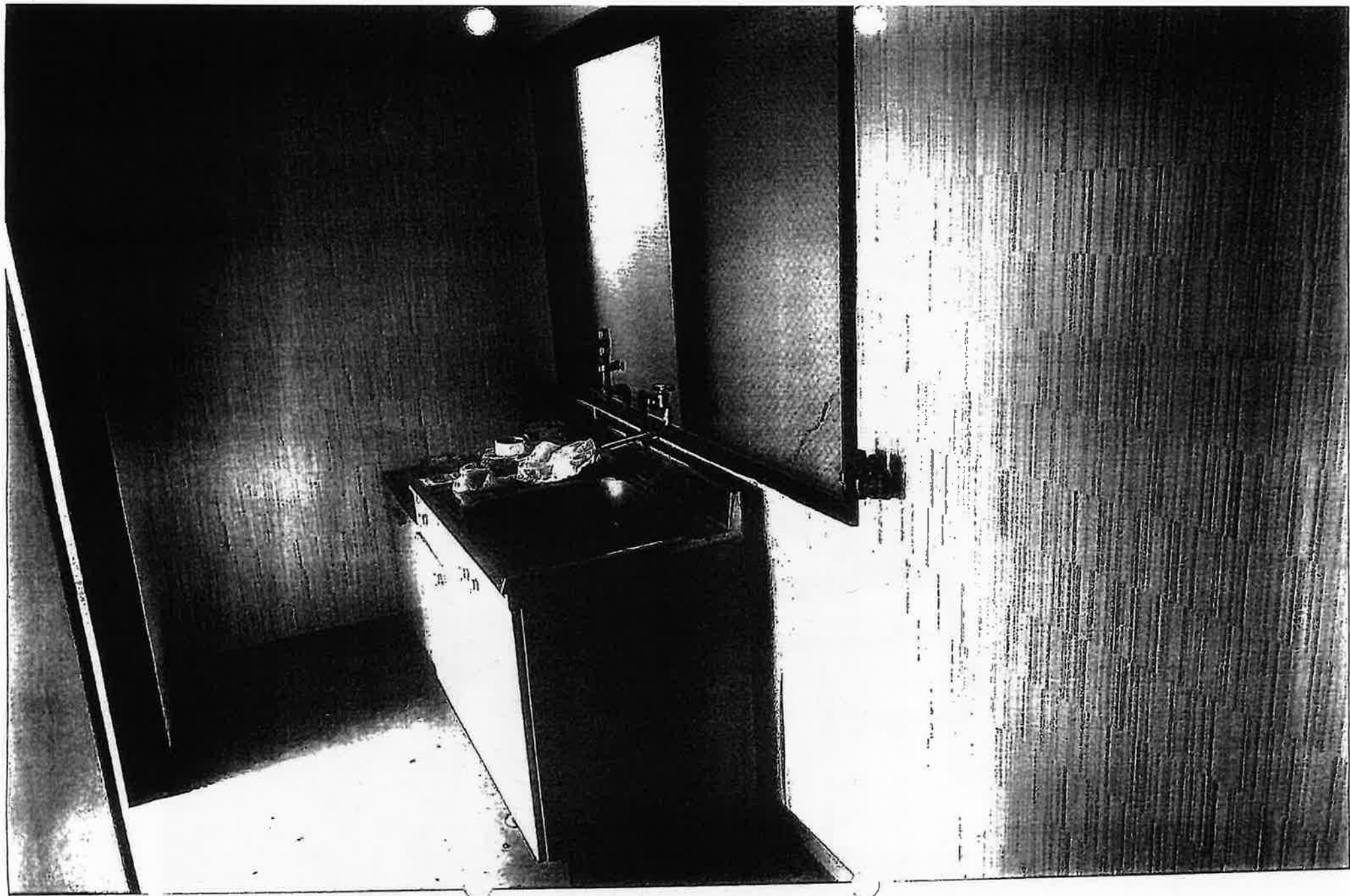
(借主) 岸本光生



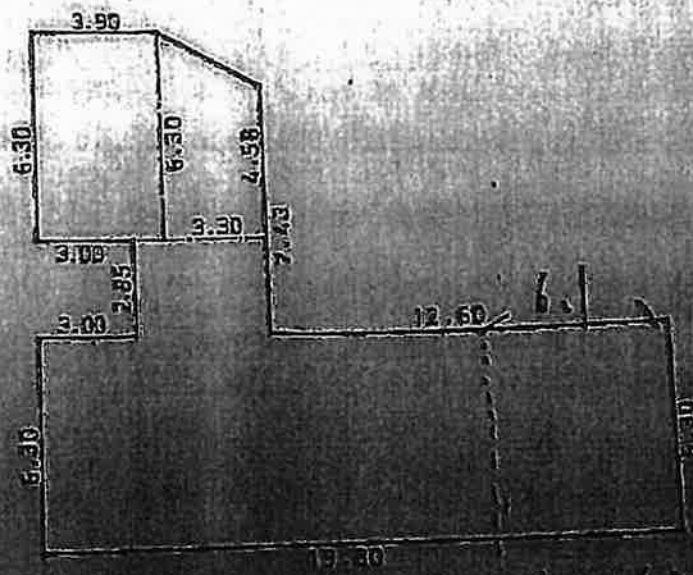








1 階平面図



$$6.1 \times 6.3 = 38.43$$

6.30	x	3.90	=	24.5700
3.30	x	3.00	=	9.9000
3.85	x	4.20	=	16.1700
6.30	x	19.30	=	121.5900
				152.2300

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	チラシ作成 配布料 広報費 5月分	2
総経費 225,020 円 政務活動費 計上額 225,020 円		按分率 100%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。		

領 収 証

東大阪市議会議員 岸本みづお 様

No. _____

★

¥98,410-

但

チラシ制作代

2025 年 5 月 19 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
10%	¥98,410-
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

〒578-0911

大阪府東大阪市中新開1-13-3

曾 我 敬 一

TEL: _____

登録番号:T2810304771054

領 収 証

東大阪市議会議員 岸本みづお 様

No. _____

★

¥126,610-

但

チラシ配布料、折加工代

2025 年 5 月 19 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
10%	¥115,100-
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

〒578-0911

大阪府東大阪市中新開1-13-3

曾 我 敬 一

TEL: _____

登録番号:T2810304771054

請 求 書

東大阪市議会議員 岸本みつお 様

請求日 令和7年5月19日

下記のとおり、御請求申し上げます。

振込先

京都信用金庫

普通

ソガ ケイイチ

〒578-0911

東大阪市中新開1-13-3

曾我配送

TEL

合計

税込合計金額 ￥98,410

品名	数量	単価	金額 (税込)	税率(%)
チラシ制作代			¥98,410	10
			小計	
			消費税	
			合計	¥98,410
備考				

東大阪市議会議員 岸本みつお 様

下記のとおり、御請求申し上げます。

京都信用金庫

普通

ソガ ケイイチ

〒578-0911

東大阪市 中新開1-13-3

曾我配送

TEL :

合計

税込合計金額 ￥126,610

備考

業務請負契約書

作成日令和7年5月19日

甲（発注人）

東大阪市荒本北1-1-1

大阪維新の会 東大阪市議団

岸本 みつお

乙（請負人）

東大阪市中新開1-13-3

曾我配送

曾我 敬一



乙は、甲が制作したチラシの配布業務を下記の通り請負うものとする。

1.業務内容

チラシの配布業務

2.実施日

令和7年5月19日

3.請負料金

¥115,100円（消費税別途）

4.支払い

甲は乙に対し業務実施日の3日前までに支払うものとする。

5.その他

甲または乙が、本契約の遂行に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決するものとする。



東大阪 市政タイムズ

vol. 5

岸本みつお

大阪維新の会 個人質問 代表質問 総務委員会質問

令和7年 第1回定例会

児童発達支援事業の 生活・通所施設について

児童発達支援事業では、
児童の学校のレイアウトを踏
まえて必要な施設の配置を
示し、乳幼児や児童等に専用
な生活空間を配置する。



サ・コーポレートゲームズの プロモーションと実施について

10月の3連休に「マスターズ花壇」「市民ス
ポーツの祭典」と同時開催し、この期間を
「東大阪エンジョイ・スポーツ3DAYS」と
し、プロモーション効果を高める。



近代地産にかける参加事業者への 日本版DBSの贈付について

近代地産は、資材の調達一定の所得制限を設
け、中学生を対象に学習費の費用を助成する
もの。令和9年度の実施に向けて令和7年度
は実施手法についての検討、令和8年度は、
実施に向けた具体的な準備を行う。今後の制
度設計は、子どもの安全確保という観点から
研究する。

児童発達支援について

0～2歳児全体を無償化し
た場合と2歳児のみを無償
化した場合の違いは0～2
歳児を無償化した場合約10
億円、2歳児のみを無償化
した場合約5億5千万円の予
算が必要。



ダブルケアの推進について

子育て世帯が利用する施設などで利用者から
子育てに関する相談を受ける際、親の介護が
負担になっているなどの話を聞く機会があれば、適切な相談機関
を紹介することによって、ダブル
ケアの人がいる現状や
課題などについて研
究して策を講ずる。



大阪都構想について

大阪都構想は大阪府と大阪市の二重行政を解
消し成長の実現を住民サービスの拡充につな
げるもの。しかし、大阪市民が、過去2回の
住民投票で2度否決していることは真実に受
け止める。

の様々な企業が世界とつながる 機会を創り出すことについて

万博を訪れた方が本市の商店
面にも足を運び、
その魅力を感じる
よう取り組む。



大阪・関西万博に関する 本市の広報状況について

万博開催期間中も含め、市政だより、ウェブ
サイト、SNSを活用し、本市の児童・生徒や
市民団体・事業者が参加する大阪ウィークや
大阪ヘルスケアパビリオンの紹介を通じ万博
を広報する。

東大阪 市政タイムズ

vol. 5

岸本みつお

大阪維新の会 個人質問 代表質問 総務委員会質問

令和7年 第1回定例会

乳幼児を遊ばせる遊具等の 生活・通所施設について

遊具所運営マニュアルでは、
実際の学校のレイアウトを踏
まえて必要な施設の配置を
示し、乳幼児や児童等に専用
の居住空間を配置する。



サ・コーポレートゲームズの プロモーションと実施について

10月の3連休に「マスターズ花壇」「市民ス
ポーツの祭典」と同時開催し、この期間を
「東大阪エンジョイ・スポーツ3DAYS」と
し、プロモーション効果を高める。



近代地産にかける参加事業者への 日本版DBSの贈付について

近代地産は、資材の調達一定の所得制限を設
け、中学生を対象に学習費の費用を助成する
もの。令和9年度の実施に向けて令和7年度
は実施手法についての検討、令和8年度は、
実施に向けた具体的な準備を行う。今後の制
度設計は、子どもの安全確保という観点から
研究する。

児童発達支援について

0～2歳児全体を無償化し
た場合と2歳児のみを無償
化した場合の違いは0～2
歳児を無償化した場合約10
億円、2歳児のみを無償化
した場合約5億5千万円の予
算が必要。



ダブルケアの推進について

子育て世帯が利用する施設などで利用者から
子育てに関する相談を受ける際、親の介護が
負担になっているなどの話を聞く機会があれば、適切な相談機関
を紹介することによって、ダブル
ケアの人がいる現状や
課題などについて研
究して策を講ずる。



大阪都構想について

大阪都構想は大阪府と大阪市の二重行政を解
消し成長の実現を住民サービスの拡充につな
げるもの。しかし、大阪市民が、過去2回の
住民投票で2度否決していることは真実に受
け止める。

本市の様々な企業が世界とつながる 機会を創り出すことについて

万博を訪れた方が本市の商店
面にも足を運び、
その魅力を感じる
よう取り組む。



大阪・関西万博に関する 本市の広報状況について

万博開催期間中も含め、市政だより、ウェブ
サイト、SNSを活用し、本市の児童・生徒や
市民団体・事業者が参加する大阪ウィークや
大阪ヘルスケアパビリオンの紹介を通じ万博
を広報する。

市政タイムズ

岸本みつお

大阪維新の会 個人質問 代表質問 総務委員会質問

令和7年 第1回定例会

児童発達支援事業の 生活・通所施設について

児童発達支援事業では、
児童の学校のレイアウトを踏
まえて必要な施設の配置を
示し、乳幼児や児童等に専用
な生活空間を配置する。



サ・コーポレートゲームズの プロモーションと実施について

10月の3連休に「マスターズ花壇」「市民ス
ポーツの祭典」と同時開催し、この期間を
「東大阪エンジョイ・スポーツ3DAYS」と
し、プロモーション効果を高める。



近代地産にかける参加事業者への 日本版DBSの贈付について

近代地産は、資材の調達一定の所得制限を設
け、中学生を対象に学習費の費用を助成する
もの。令和9年度の実施に向けて令和7年度
は実施手法についての検討、令和8年度は、
実施に向けた具体的な準備を行う。今後の制
度設計は、子どもの安全確保という観点から
研究する。



児童発達支援について

0～2歳児全体を無償化し
た場合と2歳児のみを無償
化した場合の違いは0～2
歳児を無償化した場合約10
億円、2歳児のみを無償化
した場合約5億5千万円の予
算が必要。



ダブルケアの推進について

子育て世帯が利用する施設などで利用者から
子育てに関する相談を受ける際、親の介護が
負担になっているなどの話を聞く機会があれば、適切な相談機関
を紹介することによって、ダブル
ケアの人がいる現状や
課題などについて研
究して策を講ずる。



大阪都構想について

大阪都構想は大阪府と大阪市の二重行政を解
消し成長の実現を住民サービスの拡充につな
げるもの。しかし、大阪市民が、過去2回の
住民投票で2度否決していることは真実に受
け止める。



本市の様々な企業が世界とつながる 機会を創り出すことについて

万博を訪れた方が本市の商店
面にも足を運び、
その魅力を感じる
よう取り組む。



大阪・関西万博に関する 本市の広報状況について

万博開催期間中も含め、市政だより、ウェブ
サイト、SNSを活用し、本市の児童・生徒や
市民団体・事業者が参加する大阪ウィークや
大阪ヘルスケアパビリオンの紹介を通じ万博
を広報する。



東大阪 市政タイムズ

vol.5
令和7年度

地域のお困りごとがございましたら
お気軽にお声かけください!

大阪維新の会東大阪市議員 岸本みつお

東大阪市政タイムズは公益活動費を使用しています



大阪維新の会 個人質問 代表質問 総務委員会質問

令和7年 第1回定例会

乳幼児を連れた避難者の生活・避難所動線について

- A 避難所運営マニュアルでは、実際の学校のレイアウトを踏まえて必要な区画の配置案を示し、乳幼児や妊産婦に専用の居住区画を配置する。



塾代助成にかかる参加事業者への日本版DBSの義務付けについて

- A 塾代助成は、貧困の連鎖一定の所得制限を設け、中学生を対象に学習塾の費用を助成するもの。令和9年度の実施に向けて令和7年度は実施手法についての検討、令和8年度は、実施に向けた具体的な準備を行う。今後の制度設計は、子どもの安全確保という観点から研究する。

ダブルケアの相談について

- A 子育て世帯が利用する施設などで利用者から子育てに関する相談を受ける際、親の介護が負担になっているなどの話を聞く機会があれば、適切な相談機関を紹介することができるよう、ダブルケアの人がいる現状や相談先について研修などで関係職員へ周知する。



本市の様々な企業が世界とつながる機会を創り出すことについて

- A 万博を訪れた方が本市の商店街にも足を運び、その魅力を感じるよう取り組む。



ザ・コーポレートゲームズのプロモーションと効果について

- A 10月の3連休に「マスタース花園」「市民スポーツの祭典」と同時開催し、この期間を「東大阪エンジョイ・スポーツ3 DAYS」とし、プロモーション効果を高める。



保育料無償化について

- A 0～2歳児全体を無償化した場合と2歳児のみを無償化した場合の違いは0～2歳児を無償化した場合約10億円、2歳児のみ無償化した場合約5億5千万円の予算が必要。



大阪都構想について

- A 大阪都構想は大阪府と大阪市の二重行政を解消し成長の果実を住民サービスの拡充につなげるもの。しかし、大阪市民が、過去2回の住民投票で2度否決していることは真摯に受け止める。

大阪・関西万博に関する本市の広報状況について

- A 万博開催期間中も含め、市政だより、ウェブサイト、SNSを活用し、本市の児童・生徒や市民団体・事業者が参加する大阪ウィークや大阪ヘルスケアパビリオンの紹介を通じ万博を広報する。

本会議修正案反対討論

令和7年第1回定例会本会議の自由民主党東大阪議員団・東大阪市議会公明党議員団が
原案に対する修正案を提出

大阪維新の会は原案に賛成、修正案に対する反対討論をさせていただきました

大阪維新の会東大阪市議団を代表して、議案第37号令和7年度東大阪市一般会計予算に賛成、これに対する修正案に反対の立場で討論をさせていただきます。先輩、同僚議員の皆様にはしばらくの間ご清聴いただきますようお願いいたします。

当該修正案について、その内容の一つにSTEAM教育推進研究経費1,000万円の削除があります。STEAM教育は、子どもたちが新しい時代を築き、生き抜くうえで必要となる想像力や問題発見・解決力を育むため、探求的で教科横断的な学びを実践するものであり、国においてもその重要性が示されており、本市ではいち早くこれを取り入れ、これまで2年間先進的に取り組まれてこられました。3年目となる令和7年度について、文教常任委員会の質疑で、これまでの総括をする年度であることを確認されており、令和8年度以降への学びに繋げる重要な年であるといえます。

予算を削減することで、これまでの2年間の取組みが中途半端なものとなり、今後の市域全域への水平展開が難しくなることも考えられることから、複数年にわたる長期的な取組みに係る予算を途中で削減することは認められるものではありません。

次に、大阪・関西万博学校招待事業交通費補助金について、これは、大阪府教育庁が主催する児童・生徒招待事業を活用し、校外学習として参加する学校の支援を目的として、補助金を交付するものであり、こちらも先の文教常任委員会で様々議論されました。

希望する日時での実施が出来ないなどの外的な要因により、万博会場での校外学習を断念せざるを得ない状況もあることが明らかになったことから、一定の配慮をされ、提案されている予算の範囲内で補助金交付の対象を広げることが決断されました。

修正案ではこの補助金に対して200万円の増額を提案されていますが、先ほどの議論において、その積算根拠に確たるものがなく、曖昧なものであることが明らかになりました。

また、「公平性」を主張されていますが、学びの場として貴重な機会である万博に行く、ということが大前提の予算であり、毎年行っている校外学習と並列で考える必要があるのか疑問が残ります。

物事を考える前提を違（たが）えば、公平なことも不公平になることがある旨を指摘せざるを得ません。

次に、副市長1名分の給料に係る予算の削減についてですが、市長は当初予算に2名分の予算を計上していたのですから、今定例会において、新たな副市長を選任するための議案を提案される予定であったと推察されます。

これは同じく今定例会で議案提案がなされなかった教育長も含めですが、当然、実現すべく、例えそれが水面下であったとしても、関係各所と調整を進められてきたことは、我々も議員であることから想像に難くありません。

本日においてなお、副市長選任のための議案が提案されていないこと、また、修正案において副市長1名分の給料を削減する提案をしていることは、何おか言わんやではないでしょうか。

令和7年度は市長の5期目の任期の折り返しの年度に当たり、東大阪子どもファーストロードマップも示されるなど、いよいよ具体的に施策が展開されていく重要な年度であります。

その予算をはじめとした各議案の審議に当たり、今定例会における議論を振り返りますと、今後の東大阪市の行く末を案じる事態が、より先鋭化しているのではないかと懸念するものであります。

今がまさしく、本市が更なる発展を遂げる方向に進むのか否かの分水嶺であると考えますが、足元の状況はどう

でしょうか？

先の各常任委員会での議論を振り返りますと、前向きで政策的な議論ではなく、反対することを前提になされていると捉えられても仕方のないような質疑があったり、いたずらに部局間の分断を煽るような質問がなされたりし、市民不在の議論が展開されていたと言わざるを得ないような場面がありました。また、そういった動きに市職員も委縮し、積極的な施策展開を躊躇する状況になりつつあるのではと感じております。

市長は、本年の市政運営方針において、協力して創る「協創」ということを述べられました。立場や考え方、価値観が異なっている、共通の目標やゴールを見据えることができていなければ、皆で協力して創り上げていくことができる、それがまさに、協力して創る「協創」であると。そして、分断や対立にエネルギーを使うことなどはない。

今現在そういった状況になっていないのか、我々は一度立ち止まって考える必要があるのではないのでしょうか？

ただし、市長におかれましても現下の状況を鑑み、過去とは異なっていることをご認識の上、今まで以上に議会との対話を重視し、丁寧に対応されることも必要であろうことは申し述べておきます。

市政は一朝一夕で良くなることはありません。長年の市政の積み重ねにより今の東大阪が築かれております。ただ、その歯車が狂いだすと一瞬で瓦解します。そうならないためにも我々議員、市長、そして職員が協創のもと、市民のための市政に邁進する必要があるのではないのでしょうか？

以上のことから、修正案には合理的な理由がなく反対とし、原案に賛成として、大阪維新の会東大阪市議団の討論とさせていただきます。

岸本みつおのひとりごと

副市長は現在1人であり5つの常任委員会において物理的に副市長の出席が不可能な状態である委員会もあり、副市長1名分の給与削減案は市政運営に影響を与えます。また任期満了

による教育長人事についても事前調整段階で議案として提出することが困難となったと推測され結果として、4月から教育長ポストは空席となります。平たく言うと市政は市民のために協力して進めるものであります。今回の結果は修正案が賛成多数で可決されました。

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 3
支出内容	事務所費 岸本事務所 賃借料 6月分	
総経費 50,000 円	政務活動費 計上額 25,000 円	按分率 50%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 政務活動とその他の活動で按分（領収書別紙）		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

No. [REDACTED]

領 収 証

2025年5月31日

岸本 光生 様

TEL [REDACTED] FAX: [REDACTED]

登録番号: T8810721389726

領 収 金 額

¥50,000-

収入印紙



係



上記の通り正に領収いたしました。

区分	品目	数 量	単 位	単価(税込)	金額(税込)
6	グリーンアミレット 1階東側店舗 5月分家賃(6月1日~6月30日)	1	部屋	50,000	50,000
合 計				50,000	

備考:

* 東大阪市日下町1-1-33 グリーンアミレット 1階店舗

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 4
支出内容	事務所費 岸本事務所 賃借料 7月分	
総経費 50,000 円 政務活動費 計上額 25,000 円		按分率 50%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 政務活動とその他の活動で按分 (領収書別紙)		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

No. [REDACTED]

領 収 証

2025年6月30日

岸本 光生 様

TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]

登録番号: T8810721389726

領 収 金 額

¥50,000-

収入印紙

係 [REDACTED]

上記の通り正に領収いたしました。

区分	品目	数 量	単 位	単価(税込)	金額(税込)
	グリーンアミレット 1階東側店舗 7月分家賃(7月1日~7月31日)	1	部屋	50,000	50,000
合 計				50,000	

備考:

* 東大阪市日下町1-1-33 グリーンアミレット 1階店舗

様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No. 5
支出内容	事務所費 岸本事務所 賃借料 8 月分	
総経費 50,000 円 政務活動費 計上額 25,000 円		按分率 50%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 政務活動とその他の活動で按分（領収書別紙）		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

No. [REDACTED]

領 収 証

2025年7月30日

岸本 光生 様

TEL [REDACTED] FAX: [REDACTED]

登録番号: T8810721389726

領 収 金 額

¥50,000-

収入印紙

係 [REDACTED]

上記の通り正に領収いたしました。

区分	品目	数 量	単 位	単価(税込)	金額(税込)
	グリーンアミレット 1階東側店舗 8月分家賃(8月1日~8月31日)	1	部屋	50,000	50,000
合 計				50,000	

備考:

* 東大阪市日下町1-1-33 グリーンアミレット 1階店舗

様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No. 6
支出内容	事務所費 岸本事務所 賃借料 9 月分	
総経費 50,000 円 政務活動費 計上額 25,000 円		按分率 50%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 政務活動とその他の活動で按分 (領収書別紙)		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

No. [REDACTED]

領 収 証

2025年8月25日

岸本 光生 様

TEL [REDACTED]FAX: [REDACTED]

登録番号: T8810721389726

領 収 金 額

¥50,000-

収入印紙

係 [REDACTED]

上記の通り正に領収いたしました。

区分	品目	数 量	単 位	単価(税込)	金額(税込)
	グリーンアミレット 1階東側店舗 9月分家賃(9月1日~9月30日)	1	部屋	50,000	50,000
合 計				50,000	

備考:

* 東大阪市日下町1-1-33 グリーンアミレット 1階店舗

様式第 12 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No. 7
支出内容	事務所費 岸本事務所 賃借料 10 月分	
総経費 50,000 円	政務活動費 計上額 25,000 円	按分率 50%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 政務活動とその他の活動で按分 (領収書別紙)		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

No. [REDACTED]

領 収 証

2025年9月28日

岸本 光生 様

TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]

登録番号: T8810721389726

領 収 金 額

¥50,000-

係 [REDACTED]

上記の通り正に領収いたしました。

区分	品目	数 量	単 位	単価(税込)	金額(税込)
	グリーンアミレット 1階東側店舗 10月分家賃(10月1日~10月31日)	1	部屋	50,000	50,000
合 計				50,000	

備考:

* 東大阪市日下町1-1-33 グリーンアミレット 1階店舗

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 8
支出内容	事務所費 岸本事務所 賃借料 11月分	
総経費 50,000 円 政務活動費 計上額 25,000 円		按分率 50%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 政務活動とその他の活動で按分 (領収書別紙)		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

No. [REDACTED]

領 収 証

2025年10月31日

岸本 光生 様

TEL [REDACTED] FAX: [REDACTED]

登録番号: T8810721389726

領 収 金 額

¥50,000-

収入印紙



係



上記の通り正に領収いたしました。

区分	品目	数 量	単 位	単価(税込)	金額(税込)
	グリーンアミレット 1階東側店舗 11分家賃(11月1日~11月30日)	1	部屋	50,000	50,000
合 計				50,000	

備考:

* 東大阪市日下町1-1-33 グリーンアミレット 1階店舗

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 9
支出内容	事務所費 岸本事務所 賃借料 12月分	
総経費 50,000 円 政務活動費 計上額 25,000 円		按分率 50%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 政務活動とその他の活動で按分 (領収書別紙)		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

No. [REDACTED]

領 収 証

2025年11月30日

岸本 光生 様

TEL [REDACTED] FAX: [REDACTED]

登録番号: T8810721389726

領 収 金 額

¥50,000-

収入印紙



係

上記の通り正に領収いたしました。

区分	品目	数 量	単 位	単価(税込)	金額(税込)
	グリーンアミレット 1階東側店舗 12分家賃(12月1日~12月31日)	1	部屋	50,000	50,000
合 計				50,000	

備考:

* 東大阪市日下町1-1-33 グリーンアミレット 1階店舗

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 10
支出内容	事務所費 岸本事務所 賃借料 1月分	
総経費 50,000 円 政務活動費 計上額 25,000 円		按分率 50%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 政務活動とその他の活動で按分 (領収書別紙)		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

No. [REDACTED]

領 収 証

2025年12月30日

岸本 光生 様

TEL [REDACTED] FAX: [REDACTED]

登録番号: T8810721389726

領 収 金 額

¥50,000-

入印紙

係

上記の通り正に領収いたしました。

区分	品目	数 量	単 位	単価(税込)	金額(税込)
	グリーンアミレット 1階東側店舗 1分家賃(1月1日~1月31日) 入 月	1	部屋	50,000	50,000
合 計				50,000	

備考:

* 東大阪市日下町1-1-33 グリーンアミレット 1階店舗

様式第 12 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No. 11
支出内容	事務所費 岸本事務所 賃借料 2 月分	
総経費 50,000 円 政務活動費 計上額 25,000 円		按分率 50%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 政務活動とその他の活動で按分（領収書別紙）		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

No. [REDACTED]

領 収 証

2026年1月23日

岸本 光生 様

TEL [REDACTED] FAX: [REDACTED]

登録番号: T8810721389726

領 収 金 額

¥50,000-

上記の通り正に領収いたしました。



区分	品目	数 量	単 位	単価(税込)	金額(税込)
	グリーンアミレット 1階東側店舗 2分家賃(2月1日~2月28日) 1/月	1	部屋	50,000	50,000
合 計				50,000	

備考:

* 東大阪市日下町1-1-33 グリーンアミレット 1階店舗

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 12
支出内容	チラシ作成 配布料 広報費 1月分 (寄)	
総経費 256,640 円	政務活動費 計上額 256,640 円	按分率 100%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。		

領 収 証

大阪府議会議員 岸本 みつお

様

No. _____

★

¥106,380-

但

チラシ制作代

2026 年 1 月 23 日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	0 %	106,380-
		消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

〒578-0911

大阪府東大阪市中新開1-13-3

曾 我 敬 一

TEL _____

領 収 証

大阪府議会議員 岸本 みつお

様

No. _____

★

¥150,260-

但

チラシ 配布料

2026 年 1 月 23 日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	10 %	136,600-
		消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

〒578-0911

大阪府東大阪市中新開1-13-3

曾 我 敬 一

TEL _____

東大阪市議会議員 岸本みつお 様

下記のとおり、御請求申し上げます。

TEL :

税込合計金額 ￥106,380

1



業務請負契約書

作成日令和8年1月23日

甲（発注人）

東大阪市荒本北1-1-1

大阪維新の会、東大阪市議団

岸本 みつお

乙（請負人）

東大阪市中新開1-13-3

曾我配送

曾我 敬一

乙は、甲が制作したチラシの配布業務を下記の通り請負うものとする。

1.業務内容

チラシの配布業務

2.実施日

令和8年1月23日

3.請負料金

136,600円（消費税別途）

4.支払い

甲は、乙から請求を受けた日（請求書の到達日）から起算して7日以内に、指定口座へ振込により支払うものとする。

5.その他

甲または乙が、本契約の遂行に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決するものとする。

東大阪市議会議員 岸本みつお 様

下記のとおり、御請求申し上げます。

京都信用金庫

普通
ソガ ケイイチ

〒578-0911

東大阪市中新聞1-13-3

曾我配送

TEL:

税込合計金額 ￥150,260

1

東大阪 市政タイムズ

東大阪市長 山本かつお

東大阪市の発展と市民の生活向上を目的として、東大阪市長山本かつおは、市政タイムズを発行する。この紙は、市の政策、事業、施設、サービスに関する情報を提供し、市民と市とのコミュニケーションを促進することを目的としている。

東大阪市の発展と市民の生活向上を目的として、東大阪市長山本かつおは、市政タイムズを発行する。この紙は、市の政策、事業、施設、サービスに関する情報を提供し、市民と市とのコミュニケーションを促進することを目的としている。



東大阪 市政タイムズ

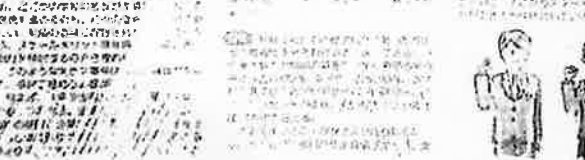
東大阪市長 山本かつお

東大阪市長 山本かつお

東大阪市長 山本かつお

東大阪市長 山本かつお

東大阪市長 山本かつお



東大阪 市政タイムズ

東大阪市長 山本かつお

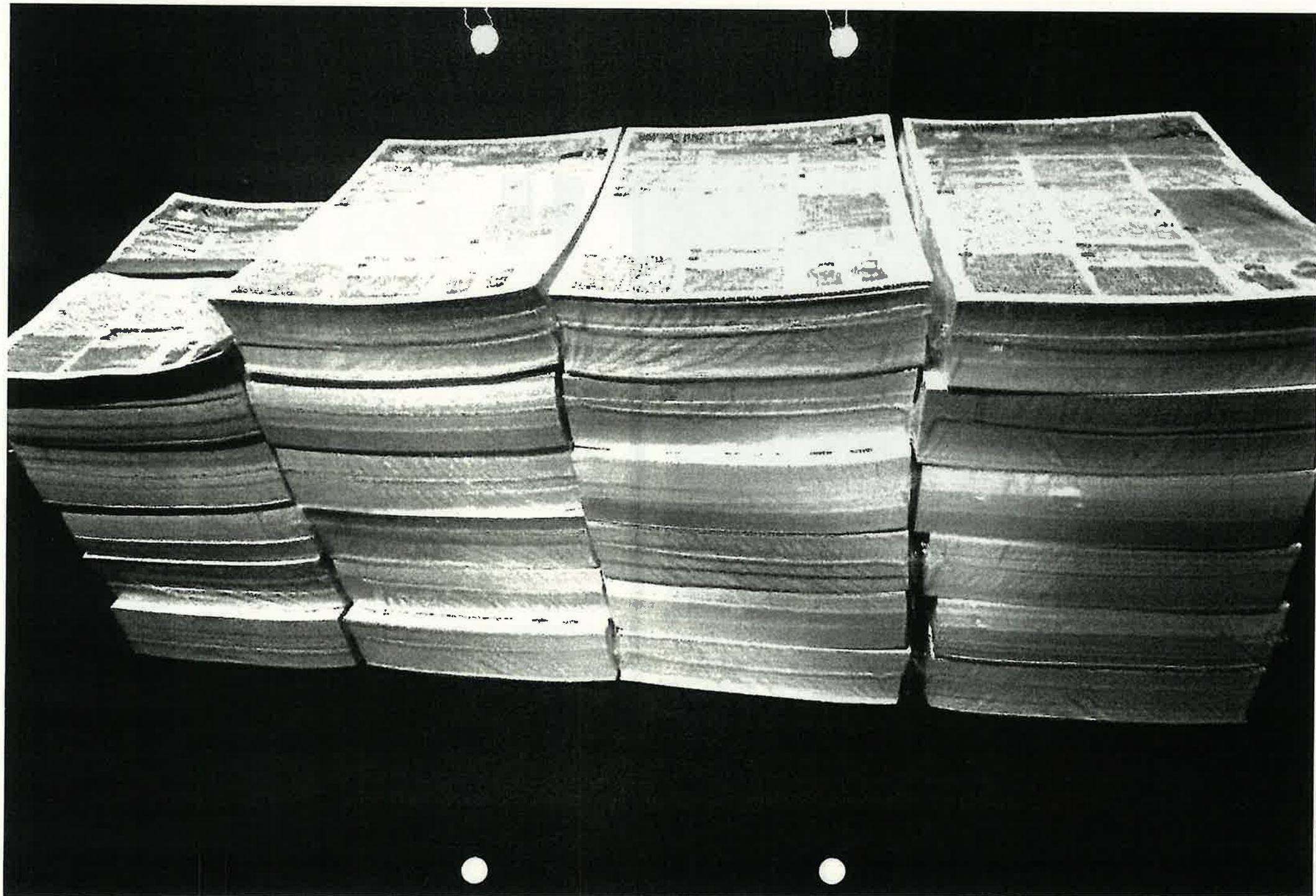
東大阪市長 山本かつお

東大阪市長 山本かつお

東大阪市長 山本かつお

東大阪市長 山本かつお





東大阪 市政タイムズ

vol. 6
令和7年度

地域のお困りごとがございましたら 大阪維新の会東大阪市議員 岸本みつお
お気軽にお声かけください!



東大阪市政タイムズは大阪維新の会が制作しています

大阪維新の会 個人質問

令和7年 第3回定例会本会議

小中学校の制服について

学校制服は日常的に必要不可欠だが、その購入費は家庭に大きな負担。入学時に制服や体操服、上履きなど一式で10万円近くかかる。子供が複数

Q1 本市における小中学校の制服など、入学時に必要な費用の実態を、学校ごとの制服価格のばらつきの現状と合わせどの程度把握しているか。

Q2 教育委員会として高騰する制服価格についてどのような問題意識を持つか。また価格を抑える工夫或いは各校への助言等はしているか。

Q3 他自治体では標準制服を導入される事例もあるが、本市として標準制服の作成及び選択制導入を行うのか。

A1 小中学校入学時に係る費用は、制服や体操服、副教材やランドセル等を含む学用品をそろえる際、家庭に一定の負担が生じている。制服一式の価格を見ても学校間で1万円を超える差がある。衛生面から、洗い替えを複数枚購入される場合、さらに保護者の負担になっている。

高騰する制服価格を抑える工夫や各学校への助言等については、令和5年10月に文部科学省から出された「学校における通学用品等の学用品等の適正な取り扱いについて」の通知にあるように、教育委員会としても制服を含む学用品の選定や見直しについて適切に行うよう指導している。もちろん各学校においても保護者負担に関して課題を感じており、制服生地の見直しや卒業生等からの寄付によるリユースなど保護者負担を軽減する取組を進めている。教育委員会としても保護者の負担軽減につながるよう指導助言する。

議員提案の市内で統一された標準服の導入については、学校における制服の選定や見直しについては、保護者等の意見を聴取し最終的には校長権限において判断される。

先行で統一標準服を導入された事例等を校長会へ情報提供し、今後、実際に学校が見直しを行う際、情報共有に努め、円滑に行われるよう指導助言する。

Q4 先ほど校長権限という言葉があった。単一の学校での対応にはやっぱり限界がある。どこかの学校の校長が主導して他校との連携を進めるのも、日々の業務に追われて難しい。制服の価格に課題を持ち解決したいなら、スケールメリット等を得るために、市販制服を検討するのが合理的な判断。

このような大きな案件は教育委員会が主導で、検討を進める必要がある。

例えば、大手学生服メーカーに協力を仰ぐのも1つの方法。企業で作っている市内公立高校の制服、企業が作っている制約、発注枚数をもし単位数枚ではなく市全体で出された価格を校長、校園長会に報告してもらい、まと

いる家庭、経済的に厳しい家庭は、「一度に支払うのは大変」との声もある。入学という本来喜ばしい人生の節目に、これほどの出費は、大きな悩みだ。

原材料費、人件費の高騰が続き、更に少子化が進み小ロット生産加速化の影響で、今後、学校制

めて作ったらどれくらいスケールメリットで安くなるのかの情報提供はやって欲しい。

この程度のアプローチはメーカーとの間で手間もかからない。価格が変動、簡単にできるなら本当に大きなメリットを感じて賛同する学校も出てくる。本格的な導入に向けて検討を進めていければよい。

リユースもその市場は大きく広がり各家庭のメリットが生まれる。いろんな学校で同じ服が着られるなら共有する人も増える。制服の流通の簡素化も調べて進めてほしい。

A4 物価高騰し制服を含む学用品にかかる費用が保護者への経済的な負担増加は大きな課題だ。教育委員会としては統一制服を導入している複数の自治体へ照会を行った。多くの自治体ではジェンダーレスの観点から、学ラン・セラー服から統一のプレザー服への変更が目的であり、プレザー制服が大多数の本市とは少し異なる。統一制服の導入で大幅な価格が減少しなかった自治体や、反対に価格が高くなった自治体もある。

変更検討した自治体の多くは校長権限もあるが校長会が主体となって制服の選定が行われた。

物価高騰の中、保護者の負担軽減、岸本議員からの指摘は非常に大事で喫緊の課題。議員指摘のように市内での統一制服という導入は非常に大きな案件。しかし、制服に関する権限は各学校長にある。

統一制服導入によってコストダウンできるという提案は議会終了後、校園長が集まる施策連絡会という会合で学校長へ情報提供したい。

制服等の学用品は保護者や学校関係者が意見を考慮、保護者が学校関係者の意見を考慮した上で改定や見直しが適切に行われ、保護者に過度な負担が掛からないよう指導助言をしたい。

Q5 納期を聞いて初めにキックオフの時期を示してもらった。教育施策連絡会はいつごろあるのか。

A5 議会終了後だ。早ければ10月の会合で各学校長にこのような提案や他市の状況を情報提供したい。

Q6 制服に対しての固定観念であったり生地や機能性を考えれば必ず改善はできる。今の東大阪市の制服の夏冬で中学校男子の平均単価5万2000円。女子は5万5000円。小学校は男子が2万3000円から2万5000円。これがワンセットの価格。洗い替えで2つ買えば10万円を超える。

小学生は2年に1回サイズが合わなくなる。そのたびに金額が増え負担が大きい。文

服等の値上がりが見込まれる中、家計の負担を軽減するための根本的な見直しが必要。

市の標準制服を作成し、既存制服との選択制を取るべきと考える。標準制服なら大ロット生産によるコストダウンが可能で、選択制にして学校の伝統や生徒の多様性にも配慮できる。

科省「学校における通学用品、服等の学用品等の適切な取り扱い」が令和5年10月にあったとの答弁をもらった。2年も経て何か行動を起こしたのか何もしてなかったのか？

A3 制服については各学校で制服の検討委員会がある。保護者にも入ってもらい、適正価格となるよう選定している。令和5年の10月の通知には保護者ができる限り安価で良質な学用品を購入できると書かれている。2年経っており今も、学校園では努力している。10月の施策連絡会でこの通知についても改めて周知したい。

Q7 これには3項目から5項目に「保護者等への情報提供を考えてほしい」との内容がある。学校長に任せて2年間価格が安くなった事例がない。教育委員会も保護者の意見を聞いて参入してほしい。事務連絡が文科省からあった結果、奈良の柏市では税不整合の助成金、一番大きいのは2025年度から品川区で中学校9校の新政策制服の無償化行っている。予算は1億4140万円。

制服は高いと考え動いている自治体もある。子供ファーストを掲げる本市としては改革、見直しを進めてほしい。

制服価格が下げられない原因は競合相手が少ないことだ。競合も少ない中で我が国では今まで特定のメーカーが学校制服を製造していた経緯だ。その点も含め服を作る企業は多いので固定観念を壊して進んでほしい。

A2 制服、入学に必要な学用品の用意、体操服もそうだが各学校で一定の基準指定がある。その中で価格が固定化されている。できるだけ保護者負担を軽減させる方法は、当然考えるべきだ。各学校長の判断、学校の判断ということだが学校が行って集まってある程度スケールメリットを考えるなど手法がある。

これは市として教育委員会には要請し各学校長がこの課題についてどう考えているのか問題意識をしっかりと持ってもらう、どういった方法があるのか、教育委員会先進市の事例もあるので、そこからスタートする。市として何ができるかは検討していきたい。



大阪維新の会 個人質問

令和7年 第3回定例会本会議

東大阪市版AI オンデマンド乗合 ライドシェア事業「まいどトライド」

○今回運行を開始した、市のAIオンデマンド乗合ライドシェア事業に関して、民間事業者のビジネスモデルと比べた改善点は。

利用者視点でどう改善したのか。

○A 本事業を運行するため、改善を図った点は、民間事業者の早期撤退の原因が、運行経費が高んだためという分析から、今回の運行にあたり、国が新たに普及を目指す公共ライドシェアの制度を活用し、人件費や運行管理費を軽減させ、電気自動車を導入し高騰する燃料費を削減、4割程度の運行経費削減を実現。

また、民間事業者が実施しなかった、車輛を活用した広告で運賃外収入の確保し、持続可能な取り組みを計画している。

利用者視点での改善点は、配車の手段として専用のアプリをインストールせず、LINE アプリを活用しており、だれでも気軽に利用できるようにした。利用者視点での改善については、運行を重ねながら、利用者の声を聴き、引き続き改善を図りたい。

環境に配慮した農業生産活動について

○第一次産業の活性化、環境に配慮した生産活動が今後重要になる中、環境に配慮した農産物を生産する農業者を増やす必要性をどう考えるか。

本市農業の発展のために地産地消の推進をどうするか。

○A 市においては「大阪エコ農産物認証制度」に取り組む農業者に対して支援を実施している。

また、地産地消による環境負荷低減につながる取組みは、市内のコンビニ店舗での、新鮮な地元農産物の販売や、ホテルでのPRなど、市内農業者の販路拡大につながる施策を実施し、地産地消に寄与している。



辻子谷の水車について

○辻子谷水車は過去に復元したが、十数年経過し老朽化も激しい。修繕や維持管理は団体で行うが、市として何か支援は考えているか。

○A 東大阪市のものづくりのまちの源流となる水車の歴史を後世に残すため、東大阪市地域まちづくり活動助成金を利用し整備され、地域で活動している人々の集いの場としても活用されている。

水車の老朽化に伴う改修は、現在、市の事業として施設を整備する補助制度はない。

今後はクラウドファンディングの広報など行政としても出来ることを考える。



学校給食の配送について

○学校給食配送の事業者選定はどう取り組んだか。学校給食配送において配送従事者の健康状態のチェックや事故発生時の即応体制はどう対応しているのか。

○A 学校給食配送の事業者選定は、安定的な給食運営のため、学校給食調理と給食配送をセットにした委託契約を基本にプロポーザル方式による選定を行う。調理場が直営である楠根東共同調理場の給食配送は、入札により事業者を決定。今回の契約更新により、配送の再委託はなくなった。

運行前後の点呼は日々行い、適宜資料の提出で確認する。契約仕様書で事業者が作業開始前に従事者全員の健康状態の点検を行い、点検票は所長が確認している。事故発生時や車両トラブル時の即応体制は、事業者ごとに予備車両を確保し、緊急の際には当該車両により給食配送を行う。

今後も引き続き安定的な学校給食運営に努めている。



様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No. 13
支出内容	事務所費 岸本事務所 賃借料 3 月分	
総経費 50,000 円 政務活動費 計上額 25,000 円		按分率 50%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 政務活動とその他の活動で按分（領収書別紙）		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

No. [REDACTED]

領 収 証

2026年2月27日

岸本 光生 様

TEL [REDACTED]FAX: [REDACTED]

登録番号: T8810721389726

領 収 金 額

¥50,000-

収入印紙

係 [REDACTED]

上記の通り正に領収いたしました。

区分	品目	数 量	単 位	単価(税込)	金額(税込)
	グリーンアミレット 1階東側店舗 2分家賃(3月1日~3月31日)	1	部屋	50,000	50,000
合 計				50,000	

備考:

* 東大阪市日下町1-1-33 グリーンアミレット 1階店舗

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 14
支出内容	チラシ作成 配布料 広報費 3月分	
総経費	225,020 円 政務活動費 計上額 225,020 円	按分率 100%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。		

領 収 証

大阪府議会議員 岸本みづか

様

No. _____

★

¥98,410-

但

チラシ制作代

2026年3月26日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____



内訳	税率	金額(税抜・税込)
		¥98,410-
	10%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

〒578-0911

大阪府東大阪市中新聞1-13-3

曾 我 敬

TEL: _____

登録番号: T2810304771054

領 収 証

大阪府議会議員 岸本みづか

様

No. _____

★

¥126,610-

但

チラシ配布料 折印代

2026年3月26日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____



内訳	税率	金額(税抜・税込)
		¥115,100-
	10%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

〒578-0911

大阪府東大阪市中新聞1-13-3

曾 我 敬

TEL: _____

登録番号: T2810304771054

〔注〕 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請 求 書

東大阪市議会議員 岸本みつお 様

請求日 令和8年3月26日

下記のとおり、御請求申し上げます。

振込先 京都信用金庫
普通 ソガ ケイイチ

〒578-0911
東大阪市中新開1-13-3
曾我配送
TEL :

合計 税込合計金額 ￥98,410

品名	数量	単価	金額 (税込)	税率(%)
チラシ制作代			¥98410	10
			小計	
			消費税	
			合計	¥98,410
備考				

業務請負契約書

作成日令和8年3月26日

甲（発注人）

東大阪市荒本北1-1-1

大阪維新の会 東大阪市議団

岸本 みつお

乙（請負人）

東大阪市中新開1-13-3

曾我配送

曾我 敬一



乙は、甲が制作したチラシの配布業務を下記の通り請負うものとする。

1.業務内容

チラシの配布業務

2.実施日

令和8年3月26日

3.請負料金

¥115,100円（消費税別途）

4.支払い

甲は、乙から請求を受けた日（請求書の到達日）から起算して7日以内に、指定口座へ振込により支払うものとする。

5.その他

甲または乙が、本契約の遂行に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決するものとする。

東大阪市議会議員 岸本みつお 様

下記のとおり、御請求申し上げます。

京都信用金庫

普通

ソガ ケイイチ

T578-0911

東大阪市中新聞1-13-3

曾我配送

TEL :

合計

税込合計金額 ￥126,610

備考

東大阪 市政タイムズ

vol. 7

大阪維新の会 民生保健委員会質問

放課後デイサービスについて

児童発達支援事業とは、障害児の発達を促進し、生活の質を向上させることを目的とした事業です。放課後デイサービスは、その一環として、放課後の時間を有効に活用し、児童の社会性を養うための取り組みです。

その中で、放課後デイサービスの重要性は、児童の発達を促進し、生活の質を向上させることにあります。放課後デイサービスは、児童の発達を促進し、生活の質を向上させるための取り組みです。

放課後デイサービスの重要性は、児童の発達を促進し、生活の質を向上させることにあります。放課後デイサービスは、児童の発達を促進し、生活の質を向上させるための取り組みです。



放課後デイサービスについて

児童発達支援事業とは、障害児の発達を促進し、生活の質を向上させることを目的とした事業です。放課後デイサービスは、その一環として、放課後の時間を有効に活用し、児童の社会性を養うための取り組みです。

その中で、放課後デイサービスの重要性は、児童の発達を促進し、生活の質を向上させることにあります。放課後デイサービスは、児童の発達を促進し、生活の質を向上させるための取り組みです。

放課後デイサービスの重要性は、児童の発達を促進し、生活の質を向上させることにあります。放課後デイサービスは、児童の発達を促進し、生活の質を向上させるための取り組みです。

準備入り



放課後デイサービスについて

児童発達支援事業とは、障害児の発達を促進し、生活の質を向上させることを目的とした事業です。放課後デイサービスは、その一環として、放課後の時間を有効に活用し、児童の社会性を養うための取り組みです。

その中で、放課後デイサービスの重要性は、児童の発達を促進し、生活の質を向上させることにあります。放課後デイサービスは、児童の発達を促進し、生活の質を向上させるための取り組みです。

放課後デイサービスの重要性は、児童の発達を促進し、生活の質を向上させることにあります。放課後デイサービスは、児童の発達を促進し、生活の質を向上させるための取り組みです。



トルクワックスについて

トルクワックスは、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。トルクワックスは、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。

トルクワックスの重要性は、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。トルクワックスは、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。

トルクワックスの重要性は、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。トルクワックスは、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。



トルクワックスについて

トルクワックスは、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。トルクワックスは、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。

トルクワックスの重要性は、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。トルクワックスは、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。

トルクワックスの重要性は、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。トルクワックスは、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。

トルクワックスについて

トルクワックスは、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。トルクワックスは、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。

トルクワックスの重要性は、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。トルクワックスは、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。

トルクワックスの重要性は、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。トルクワックスは、車のメンテナンスに欠かせないアイテムです。





東大阪 市政タイムズ

vol. 7
令和7年度

地域のお困りごとがございましたら 大阪維新の会東大阪市民団 岸本みつお
お気軽にお声がけください!

東大阪市政タイムズは公益活動費を補助しています。



大阪維新の会 民生保健委員会質問

令和7年 第4回定例会

放課後デイサービスについて

障害児通所支援制度は
障害児通所支援とは心身に障害、発達
の遅れがある児童を対象に支援を行う、児童福
祉法の通所支援。本市は市民からの申請に対
し、障害児通所支援給付費を支給している。

その申請に対して本市の特徴は
サービスの支給申請は、申請者が障害
児支援利用計画書の提出が必要。障害児支援利
用計画書は、障害児相談支援事業所が作成する
。相談と保護者が作成するセルフプランの二
つがある。本市の特徴は児童の権利擁護の観
点から計画相談のみ。

運用の現在の課題は
サービスの支給決定児童数は年々増加
する一方、計画相談を担う障害児相談支援事業
所の障害児相談支援員は多くない。事業所に
とっては業務負担が増大する。市民にとっては
その事業所を見つけにくい。

**支給決定児童の割合についてどう考
えるのか**
本市の支給決定児童の割合が他の府内中核市に
比べ、特に少ないという状況はない。少なくと
も計画相談を必須にしている等、本市の特有の
支給決定要件がこれに必ずしも影響を与えてい
るものではない。

トルクひがしおおさかについて

**事業のターゲット層を含め、当該事
業の概要を聴きたい**
P-6を取り入れた委託事業。現在は2期目3か
年の1年目にあたり、本市においてこれまで介
護予防事業への参加が少なかった前期高齢者や
男性の参加を多く促すため、趣味的の高い社会
参加型のプログラムを実施。広く市民に介護予
防の重要性を普及啓発することを目的とした事
業。

**第1期で設定していた成果指標は何
か。また、効果は出たか**
第1期で5つの成果指標を掲げた。1つ目は事
業参加者総数1,200人以上、2つ目は継続参加
者数350人以上、3つ目はその継続参加者のう
ち74歳以下の者の割合が60%、4つ目は継続
参加者のうちに占める男性の割合60%、5つ目
は要介護状態進行遅延者数が350人以上と設定
し、それぞれの達成状況に応じて成果額を設定
した。1つ目から4つ目までは目標を達成した
が、5つ目の要介護状態進行遅延者数は275人
という結果になり達成には至らず、理由として
は目標設定自体に難しい面があったかと考えて
いる。ただ、それでも多くの方に要介護状態進
行遅延の効果があったと考えている。

**第2期では、第1期をふまえたどの
ような成果指標をたてているか**
「社会参加の継続率」という成果指標を新たに

**支給決定までに時間がかかるのでは
サービスの新規申請につき、本市では**
申請してから支給決定まで1~2ヶ月かかる
ことが多い。一つは市民が相談支援事業所を探
す、もう一つは相談支援員に支援計画を作成し
てもらうため、その分その時間はかかる。支給
決定の際に本市の調査員が児童の状況につき、
保護者に聞き取り調査をしているが、本市では
新規申請者については調査手法として家庭訪問
を必須にしている。これは実際に家に行き、
児童の家庭環境をしっかりと確認するため。他市
ではこの調査方法として新規申請では家庭訪問
以外に、電話や来庁時の聞き取り対応をしてい
る市が多い。支給決定の際の調査手法が影響し
ている。

その調査手法は見直すことはないのか
新規申請の児童は、本市は基本的には
何も情報がない。もちろん新規申請者の支給決
定の要否判定等にあたり家庭訪問をすること
で、その分支給決定までの時間はかかる。児童
の成育環境、家庭環境等をしっかりと確認する上
で、電話等での調査ではなく家庭訪問は必須。
新規児童については今後も家庭訪問を継続する。

セルフプランの導入の協議の状況は
自立支援協議会における障害児にかか

る相談支援のあり方についての専門会議にて協
議を重ねている。内容は、現在本市はすべて計
画相談で運用している。児童の状況が安定して
いる等、一定の要件がある場合はセルフプラン
への移行の可否、セルフプランの利用者が発生
した場合、セーフティーネットとしてのフォ
ロー体制など、障害児通所支援につき、その相
談支援体制のあり方を主に協議している。

**専門会議の方向性はいつでるのか
協議を経て、本市の目指すものは**
令和8年1月頃に最終の専門会議を開き、決定
された内容については次年度以降、順次運用し
ていく。本市の目指すものは、課題を解決すべ
く、支援が必要な児童に適切な支援が行き届く
よう、その相談支援体制を構築する。



加えている。

**1期のトルクに参加した人たちは社
会参加を継続できているか**
1期の修了生は様々な社会参加をしています。
特にトルクで学んだことを生かし社会参加して
いる事例を掘りこんでいるのであげます。大きく4
つあります。①事務局が運営に携わるイベント
に参加しています。②修了生同士のグループ
を作り趣味を継続したり、他講座修了生と交流
したりしている。③ふれあい祭りへの参加やこ
どもパン教室のサポートなどがある。④地域包
括支援センターとつながり活動として、地域包
括支援センターで実施している活動をしてい
る。

**事業の進捗状況、今後のスケジュー
ルは**
1クール目の学びの場としての教室プログラム
は9~2月まで実施。その後、予定ではありません
が、3年間のなかで5クール程度を考えてい
る。今後もフェスタやサロンを実施予定。

**トルクは今年度2期目に入るが、な
んらかの波及効果や実績は出ているか**
対象となる東大阪市の高齢者数に対し、トルク
の参加定員数が少ない。東大阪市内で実施して
いるイベントや市外でも、関西万博のように注
目度の高いイベントに修了生が参加することに

より、トルクを知ってもらい、介護予防の重要
性を普及啓発する機会を作ることができた。ま
た、地域包括支援センターの職員がトルクの事
業を見ることにより、その事業を自身が実施す
る介護予防教室に際に取り入れており、トルク
には参加しなかった人の介護予防にも資するも
のになっている。

12月12日はトルクフェスタの前日祭、13日
にはトルクフェスタがある。これは事業の入口に
なる「気付きの場」とであると聞いている。トル
ク2期目ということで、1期目の修了生の活躍
が見られるところが1期との違いといえるだろ
う。また、シニアディスコなどの新しいプログ
ラムもあり楽しみにしている。介護予防がすす
み、トルクのキャッチコピーのように東大阪市の
高齢者が今まで以上に元気にグイグイ進んで
いってほしいと思う。



大阪維新の会 民生保健委員会質問

令和7年 第4回定例会

幼保小における架け橋期の教育の充実について

5歳児から小学校1年生の2年間の幼保小の架け橋に、文部科学省は令和4年度から3か年程度、教育の充実とモデル地域における実践を並行して集中的に推進している。

東大阪市は架け橋プログラムの取り組みを始めているか

本市では教育委員会と子どもすこやか部が取り組んでいる。

他市は架け橋期の会議体を設置している。本市は設置するのか。

本市は子ども子育て会議幼保連携検討部会を設置し、架け橋プログラムの策定を議論している。

幼保連携検討部会の構成メンバーは
学識経験者、公立、民間の就学前教育保育施設の園長、今年度より新たに小学校の校長が委員となり全11名で議論。

会議体の開催状況は
今年度は8月4日に子ども子育て会議、10月3日に子ども子育て会議幼保連携検討部会、11月21日に幼保連携検討部会ワーキンググループ会議開催。

具体的に今年度はどう取り組んでいるか
今年の10月から中学校区内の小学校と就学前教育保育施設間で連携施設を決定、授業や保育参観を双方で見学する。

架け橋プログラム実施の課題は
中学校区内の施設間の連携で行事が重なり日程調整が難しく交流が進んでいる所とそうでない所の地域差が生じている。

今後の架け橋プログラムについては
令和8年1月～2月にワーキンググループ会議と幼保連携検討部会を開催。10月から取り組む中学校区での連携状況の確認や次年度以降の架け橋プログラムの課題の検証をし、東大阪版架け橋プログラムの策定を教育委員会と連携する。



誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の概要は
令和8年度から子ども子育て支援法に基づく給付（公定価格）として本格実施。「乳児等のための支援給付」が法律に規定され、本市の「確認」を受けた事業者が「乳児等のための支援給付」の支給を受けることができる。支給を受けられる施設かの「確認」は市が行う。

この時期での条例制定はなぜか
令和7年11月13日に公布された「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」が令和8年4月1日に施行されるから。令和8年4月1日から本格実施する準備として、1～3月の間に保育施設の「確認」を行うため。

本格実施に支障がないのか
本市の「認可」は行うことができる。「確認」も準備行為として行うことが可能。令和8年4月1日から事業を希望する保育施設に実施できるよう進める。

令和6年度の実施状況と令和7年度の現時点での実施状況は

令和6年度の実施施設は10施設、利用認定証発行者数は196人、延べ利用件数は799件。令和7年度は実施施設が12施設、利用認定証発行者数は165人、8月までの利用件数はのべ320件。対象者は、令和6年度は国の枠組みと同じ0歳6ヶ月から満3歳未満までの子どもとして実施したが、満3歳になった後その年度末までは利用できるよう令和7年度から実施している。

対象年齢を拡大して、実際に満3歳でも利用していることを確認しているか
確認している。

令和8年度からの本格実施に向
実施しようとしているか

課題の一つは国の補助金額。事業を安定して運営するために現在の補助額では不足している施設もある。安定的な運営が可能となる補助額の交付を市として国に要望している。令和8年度からの本格実施に向けて取り組む。

塾代助成事業について

第3回定例会以降、塾代助成制度の設計に向け、どんな協議・検討が進められているか

実態把握のため、利用者数の多いフリースクールへの電話ヒアリングも実施した。対象者データの提供方法など、制度運用に必要な事項について協議中。事務経費は、複数の事業者と打ち合わせ、内容の精査、経費の圧縮に努める。

本事業は、子どもたちの学びを支える重要な施策であり、そのあり方については、我が会派からも要望書を提出している。この要望は、教育を受ける子どもたちが置かれた環境に左右されることなく、多様な学びの機会を保障する点から、大変重要である。本事業がすべての子どもたちの学びを後押しする施策となるよう丁寧な制度設計と検討を強く要望する。



人口減少社会における扶助費の増大について

生活保護費の決算額は最大でどの程度か、令和6年度における決算額は
生活保護費決算額は平成26年度の364億円をピークに減少、令和6年度決算額は294億円で70億円減額。

その間の生活保護受給世帯数、人員の状況は

平成24年度、26年度、令和6年度の10月の生活保護受給世帯数はそれぞれ14,479世帯、14,780世帯、13,212世帯。生活保護受給人員は、それぞれ21,243人、21,861人、16,145人。

平成24年に設置した生活保護行政適正化推進本部の取組の概要は

かかりつけ薬局制度は生活保護受給者がかかりつけ薬局を定め、薬の重複使用や飲み合わせで生じる副作用などの健康被害を未然に防ぐことで、受給者の健康保護を行い、医療扶助適正化を推進するもの。平成25年8月から開始。登録率は、平成25年度は56.5%で、保護開始時の登録勧奨、保護受給世帯へ家庭訪問時における登録勧奨で、令和6年度は81.8%の登録率。生活保護情報ホットラインは生活福祉課に設

置、不当要求対策員(警察OB)を配置し、市民から「財産を隠して生活保護を受給しているのでは?」「仕事をしているのに福祉事務所に届出していないのでは?」という不正受給情報や、「あの家生活に困ってそうだけど大丈夫かな」という問い合わせを受け付けるもの。令和5年度で156の情報があった。

かかりつけ薬局制度について仮に登録した薬局以外で薬を貰った場合は、どのように対応するのか?他の薬局で薬をもらうことは一切認めていないのか
登録していない薬局を利用した場合、保護受給者から聞き取りを行い、聞き取り内容を考慮し、やむを得ないと判断した場合に認める。その際は、今後、登録した薬局で薬を処方する。修学旅行でケガ・病気やかかり薬局が閉店しており、緊急に薬が必要である場合は認めている。

生活保護情報ホットラインでどのような通報が多いか

不正就労などの収入関係が67件、居住の事実に関する通報が32件、資産や預貯金の保有に関する通報が22件、その他35件。

情報があつた時にどう対応するのか、その効果は

福祉事務所に連絡し、ケースワーカーが不正受給の事実を把握しているか確認する。事案によっては必要に応じて、ケースワーカーと不当要求対策員が同行で、事実確認を行う。効果は不正受給情報の通報があつた中、調査の結果、保護の停止が13件、生活保護の不正受給で過払いとなった保護費の返還を求めたのが13件、その他の事案が6件、合計32件、効果額として3410万円程度。

今後も就労支援、医療・介護扶助の適正化、受給者の健康管理など8つの項目で最も力を入れて取り組む必要があることは

医療扶助の適正化に力を入れる必要がある。特に生活保護受給者は、生活習慣病の罹患率が高く、本市受給者のうち40歳以上では約80%で、約30%が治療中断している。特定健診受診勧奨による疾患の早期発見、保健指導への誘導、関係部局と連携し、適切な医療への繋ぎなどに取り組んでいく必要がある。

様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No. 15
支出内容	事務所費 岸本事務所 賃借料 4 月分	
総経費 50,000 円 政務活動費 計上額 25,000 円		按分率 50%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 政務活動とその他の活動で按分 (領収書別紙)		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

No. [REDACTED]

領 収 証

2026年3月31日

岸本 光生 様

TEL [REDACTED]FAX: [REDACTED]

登録番号: T8810721389726

領 収 金 額

¥50,000-

収入印紙

係 [REDACTED]

上記の通り正に領収いたしました。

区分	品目	数 量	単 位	単価(税込)	金額(税込)
	グリーンアミレット 1階東側店舗 4分家賃(4月1日~4月30日)	1	部屋	50,000	50,000
合 計				50,000	

備考:

* 東大阪市日下町1-1-33 グリーンアミレット 1階店舗